

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

1 日時

平成29年3月2日（木曜日）

午前10時2分開会、午後4時27分散会

（うち休憩午後0時4分～午後1時2分、午後3時5分～午後3時17分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

柳原担当書記、竹花担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記

6 説明のため出席した者

（1）労働委員会事務局

桐田労働委員会事務局長、花山参事兼審査調整課総括課長

（2）商工労働観光部

菊池商工労働観光部長、新屋副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、
戸舘ものづくり自動車産業振興室長、鈴木商工企画室企画課長、
高橋経営支援課総括課長、押切産業経済交流課総括課長、
高橋産業経済課地域産業課長、平井観光課総括課長、
高橋雇用対策・労働室雇用対策課長、工藤雇用対策・労働室労働課長、
高橋ものづくり自動車産業振興室特命参事兼ものづくり産業振興課長、
瀬川ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長

（3）教育委員会

高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、菊池教育次長兼教育企画室長、
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、佐々木教育企画室特命参事兼予算財務課長、
佐々木学校教育室学校施設課長、
小野寺学校教育室首席指導主事兼学力・復興教育課長、
藤岡学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
岩井学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、木村学校教育室高校改革課長、
佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、

菊池学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、
斎藤生涯学習文化課文化財課長、八木スポーツ健康課首席指導主事兼総括課長、
今野教職員課参事兼総括課長、
荒川教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
小田島教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(4) 総務部

大槻理事兼副部長兼総務室長、藤澤総務室管理課長、佐藤法務学事課総括課長、
岡部法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

議案第51号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

(2) 商工労働観光部関係審査

ア 議案第51号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

イ 議案第56号 平成28年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）

ウ 議案第69号 職業能力開発校条例の一部を改正する条例

エ 議案第70号 産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例

(3) 教育委員会関係審査

ア 議案第51号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

イ 議案第68号 県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

(4) 総務部関係審査

議案第51号 平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）

(5) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○花山参事兼審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の130ページをお開き願います。

第5款労働費、第3項労働委員会費のうち、1目委員会費は、委員会運営に要する経費について、執行見込みを踏まえた整理により8万3,000円の減額補正をするものであります。

続いて、2目事務局費は、事務局の管理運営に要する経費について、同じく執行見込みを踏まえた整理により541万5,000円を減額するものであり、合わせて549万8,000円の減額の補正を行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 事務局費の541万円、この減は、中身を見ると給料、職員手当等、共済費なのだけれども、これは職員が1人減ったということになるのか。この減額の中身を教えてください。

○花山参事兼審査調整課総括課長 2月補正につきましては、合わせて549万8,000円の減額で大きな額になっておりますけれども、事務局費の人件費が539万7,000円の減で大きいところとなっております。これにつきましては、平成28年度当初予算におきまして定数10人の人件費予算を組みまして、年度当初は現員10人でありましたけれども、年度途中に退職者があった分と、それから育児休業者の分を2月補正で減額することとしたため、このような額になっております。これまでも一時的な欠員分につきましては、年度途中での補充も想定しながら2月補正で整理してまいったところでございます。現在は、12月に1名の補充がありまして、そのほか育児休業職員の代替として非常勤職員が補充されているところでございます。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費、第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費のうち商工労働観光部関係、第4項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第5款労働費、第7款商工費、第11款災害復旧費第1項庁舎等施設災害復旧費のうち商工労働観光部関係、第4項商工労働観光施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中1及び議案第56号平成28年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○新屋副部長兼商工企画室長 議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その3）の7ページをお開き願います。5款労働費8億6,499万8,000円の増額のうち、3項労働委員会費を除いた8億7,049万6,000円の増額、7款商工費の133億9,690万1,000円の減額、次に9ページに参りまして、11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費4,022万7,000円の増額のうち649万4,000円の減額及び4項商工労働観光施設災害復旧費の20億7,721万9,000円の減額、以上の合計で146億1,011万8,000円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、126ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の一つ目の管理運営費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業のうち、平成28年度で終了となる震災等対応雇用支援事業等について、精算に伴い確定した不用額を国に返還するため増額しようとするものであります。

2目労働教育費の各種労働講座開設費は、労働環境の整備を図るために実施した人権啓発支援セミナー開催経費について事業内容の確定に伴い減額しようとするものであります。

127ページに参りまして、3目労働福祉費の勤労者福祉支援事業費は、勤労者の福祉の向上に資するために実施した企業力アップセミナー開催経費について事業内容の確定に伴い減額しようとするものであります。

4目雇用促進費の上から七つ目の緊急雇用創出事業費補助は、市町村が行う緊急雇用創出事業について補助するものであり、事業計画の変更など市町村からの報告に基づき減額しようとするものであります。次の事業復興型雇用創出事業費補助は、産業政策と一体となって雇用を行った事業所に対する今年度助成額の精査に伴い減額しようとするものであります。

128ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の上から三つ目の認定職業訓練運営費補助は、認定職業訓練団体等に対して運営費を補助するものであり、実績見込みにより減額しようとするものであります。

2目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等の再就職を促進するための職業訓練の委託であり、事業費の確定に伴い減額しようとするものであります。

次に、159ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の一つ目の管理運営費は、自治法派遣職員に係る給与費等負担金や、中小企業等復旧復興支援事業費に係る補助金の国庫返還金などを増額しようとするものであります。その六つ下の高付加価値型ものづくり技術振興事業費は、県内の製造業の技術力強化及び地域の安定的な雇用創出を推進するものであり、事業費の精査により減額しようとするものであります。

2目中小企業振興費の上から二つ目の商工観光振興資金貸付金は、設備の改善や事業の推進などに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、他の資金等が活用されたことから減額しようとするものであります。次の中小企業経営安定資金貸付金は、経営安定に資するための運転資金や経営改善の取り組みに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、他の資金等が活用されたことから減額しようとするものであります。160ページに参りまして、上から四つ目の中小企業東日本大震災復興資金貸付金は、被災した中小企業者に対して、事業を再建するために必要な資金について貸付原資の一部を金融機関に預託し融資するものであり、事業者による期限前の繰り上げ償還等が多く発生したことにより減額しようとするものであります。その二つ下の地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、経営革新に取り組む中小企業等を支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターの行う設備貸与事業に要する事業原資を貸し付けするものであり、過年度分の貸付額の精査に伴い減額しようとするものであります。

161ページに参りまして、3目企業立地対策費の一つ目の企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業に対する貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、年間所要見込み額の精査の結果、減額しようとするものであります。

4目中小企業経営指導費の中小企業診断指導費は、中小企業高度化資金において診断指導費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

6目工業技術センター費の二つ目の地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助は、施設改修に係る経費を補助するものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

162ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の上から五つ目のいわてインバウンド新時代戦略事業費は、国の東北観光復興対策交付金を活用し、海外市場に対して戦略的、効果的なプロモーション等を実施するものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。次のいわて台湾国際観光交流推進事業費につきましても、国の東北観光復興対策交付金を活用し、台湾からの誘客ためのプロモーション等を実施するものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

2目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、県が整備した観光施設の老朽化した設備の修繕等を行うものであり、事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次に、205ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費、2目

庁公舎等災害復旧費の当部所管分、公共職業能力開発施設災害復旧事業費は、台風第10号により被災した県立宮古高等技術専門校の復旧経費であり、備品購入費等の精査の結果、減額しようとするものであります。

次に、211ページに参りまして、4項商工労働観光施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、国と県が連携して補助する、いわゆるグループ補助金につきまして、用地の確保が困難等の理由により新規申請数が見込みを下回ったことに伴い減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）に戻りまして、11ページをお開き願います。11ページは第2表繰越明許費補正の追加の表であり、当部の関係部分は13ページの5款労働費の13億1,516万5,000円、17ページに参りまして7款商工費の15億3,238万2,000円、22ページに参りまして11款災害復旧費の1項庁舎等施設災害復旧費の二つ目の事業5,617万4,000円、次の23ページ、4項商工労働観光施設災害復旧費の56億3,291万4,000円、以上を合計した85億3,663万5,000円を翌年度に繰り越しを行おうとするものであります。これらの事業は、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難となったことによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。25ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の1追加の表であります。当部の所管は、次の26ページに参りまして、2変更の表中、事項欄1、離職者等再就職訓練事業の1件であります。これは、職業訓練の受講機会の拡充を図るため、年度をまたいだ訓練をふやしたことから、その限度額を増額しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。43ページをお開き願います。議案第56号平成28年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億5,803万3,000円を減額し、総額を45億3,420万7,000円としようとするものであります。

44ページに参りまして、歳入であります。主なものは、1款繰入金、1項一般会計繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

3款諸収入、1項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の償還見込み額の増等に伴い増額しようとするものであります。

4款県債、1項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額を減額しようとするものであります。

45ページに参りまして、歳出であります。主なものは、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費は、公益財団法人いわて産業振興センターの被災事業者に対する無利子貸し付けに係る年間所要見込み額の減等に伴い減額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、5款1項4目の事業復興型雇用創出事業費補助と、それから7款1項3目の企業立地促進資金貸付金、この減額補正が大きいですが、その具体的な理由をお聞きしたいと思います。事業復興型雇用創出事業費補助は補正前はどれぐらいの雇用を見込んでいて、最終的にどれぐらいにおさまったのでこの減額になったのかというところをお聞かせください。

それから、もう一つの企業立地促進資金貸付金のほうも、当初の予定、企業立地が進んだけれども、投資案件だけが発生しなかったのか、それとも企業立地の状況が当初の予定よりも少なくなったのか、その辺のところを教えてください。

○高橋雇用対策課長 事業復興型雇用創出事業費補助につきましてですが、平成28年度当初予算では助成金に係る予算額は33億6,000万円余とし、平成27年度の申請状況を踏まえて平成28年度新規分として800人、継続分として1万7,986人を見込んで計上したところでございます。2月補正予算では4月以降の申請状況から予算額は18億8,000万円余、当初予算から14億8,000万円余の減額とし、平成28年度新規分として65人、継続分として1万3,107人を見込んだところでございます。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 企業立地促進資金貸付金でありますけれども、新規の立地、あるいは工場の増設に伴う資金需要に対応するために、毎年一定額を予算措置をしているということでありまして、企業立地、増設の件数、規模的なところからいきますと、平成28年度は新規立地が15件、増設が10件で、計25件。前年度が合計で29件ですので、件数的にはそんなに落ちているということではなくて、年度ごとの全体の流れからいくと、ほぼ横ばいで来ているのですけれども、この貸付金を使う需要が見込みほどなかったということで、つまりは進出する企業なり増設する企業が自前で資金調達をしたり、市中金融機関から借り入れたり、あるいは政府系金融機関から借り入れたりということで、その資金需要を賄っているものと考えております。

○ハクセル美穂子委員 企業立地の件数は変わらないけれども、資金自体の需要がということで、承知いたしました。

事業復興型雇用創出事業費補助のほうで、800人見込んでいた新規の雇用の需要が65人になったという、その理由というのは分析されているのでしょうか。

○高橋雇用対策課長 平成28年度新規申請が少なかった理由ということですが、対象となる事業所につきましては今後も各市町村における復興まちづくりと相まって活用が見込まれると考えておりましたが、理由といたしましては、単純な試算ではありますが、沿岸12市町村の雇用保険適用事業所の25%がこの助成金を既に活用していること、あとは事業再開したものの家族経営であったり、新規雇用者がいないこと、事業再開に至っていないことなどの理由から、申請事業所が減少したものと考えております。

また、説明会等では、事業者のほうから、苦しい時期ではありましたが、助成金の活用により事業を軌道に乗せることができたなどの声がある一方で、支給額が縮小して魅力がないとか、あるいは助成金の要件が厳しいなどの声もあったということでござい

したので、引き続き被災地の実情に沿った助成金とするよう国に要望していくとともに、少しでも多くの企業に活用いただけるよう、機会を捉えて周知活動を行い、活用の促進に努めていきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員　さまざまな要因でということですが、では、最初に800人を見込んだのはなぜだったのでしょうか。

○高橋雇用対策課長　800人とした根拠でございますけれども、当初予算では新規の申請者の数は沿岸12市町村に所在する事業所のうち、平成27年度のグループ補助金終了見込み事業所から平成28年度の新規の助成金申請事業者数を見込み、これに平成26年度の認定までの1事業所当たり平均助成対象労働者数を乗じて見込んだところでございます。また、非認定事業所から申請のある追加の助成対象者数はこれまでの新規申請に対する追加申請数の割合から算出し、合わせて800人と見込んだところでございます。

○ハクセル美穂子委員　800人見込んだ新規の分が65人になっているというのは、結構大変なことなのではないかと私は感じるのですけれども、沿岸では人材不足も言われている中で、活用されていないということは大きな問題だと思いますので、その辺はしっかりと当初予算では改善策、人材不足を解消する部分もしっかりと対策して活用されるようお願いしたいと思います。

あともう一つ、いわてインバウンド新時代戦略事業費や、国の補正でついた予算で減額が多かったのですが、台湾などの観光PRのほうですが、これは4,000万円とか大きな減額補正なのですが、それを活用できなかった理由を教えてください。

○平井観光課総括課長　今回の減額でございますけれども、こちらにつきましては例えば東北6県、それから北東北3県、宮城県等と連携して行っているプロモーション事業につきまして、連携事業でございますので、それぞれの県の負担を決めまして、それで当初のプロモーション等の事業をして、実績に基づきまして減額しているものでございます。

○ハクセル美穂子委員　連携しなければ使えないというような要件とか、そういうのがあったのでしょうか。

○平井観光課総括課長　こちらは、連携して実施するということで国の交付決定を受けている事業でございますので、当初から6県もしくは3県と、このような事業をしよう、これについてこのような経費をかけようということでやっておりますので、当然事業の当初の目的は達成されておりますし、その中で経費節減等、またコンペによりまして入札の結果、減額が生じたというものもあり、今回減額するものでございます。

○斉藤信委員　私も事業復興型雇用創出事業費補助についてお聞きしたいと思います。今の答弁で、当初33億円を見込んだのが14億円の減、半分も使えなかったと。800人の予定が65人ということでした。延べ人数で1万7,986人の見込みが1万3,107人と答弁しましたか。この延べ人数の落差が大き過ぎるのではないかと思いますけれども、それをちょっと確認します。

それと、事業復興型雇用創出事業費補助の活用が沿岸12市町村で25%活用されていると。

これは被災事業者でしょうかね。これ事業所数で言えばどのぐらいなのか、そのことも改めて示してください。

○高橋雇用対策課長 平成28年度当初予算で継続分として1万7,986人と見込み、平成28年度2月補正予算では継続分として1万3,107人と見込んだということでございますが、この1万3,107人につきましては、平成23年から平成27年度に認定した数字から若干落ちておりまして、それぞれの総数を足しまして1万3,107人となっております。

続いて、雇用保険適用事業所数でございますけれども、こちらにつきましては沿岸市町村の計といたしましては、単純試算でございますけれども、4,439事業所と出しまして、おおむね、そのうちの助成対象が1,095事業所と、これでもって計算をさせていただきました。

○斉藤信委員 そうすると、沿岸12市町村で1,095事業所がこれを活用しているということですね。

それで、この事業自体は雇用確保に大きな役割を果たしたのだと思うけれども、要件がどんどん改悪されてきた。そのために結局、当初で見込んだけれども、使えなかったというのが真相だと思うのです。要件がどういうふうになくなったのか、改悪されてきたのか、このことを一つ示してください。

もう一つは、実は来年度また新規で事業復興型雇用確保助成金が出るのです。だから、一度今年度で終わるのだけれども、また来年度から新規で出される。この新規事業の中身について、条件、使いやすいものになっているかも含めて示してください。

○高橋雇用対策課長 事業復興型雇用創出事業の対象要件の変遷でございますけれども、これまで平成27年度から対象事業所を岩手県の沿岸12市町村といたしまして、過去の受給者の取り扱いは、原則初めて申請する者、ただし新規受給労働者の雇い入れから1年以内の雇い入れ者まで対象とすると。それから、対象労働者につきましても被災3県求職者で、岩手県が対象となります。それから、支援額につきましては3年間で上限2,000万円となっております。これは、当初、平成23年度のときには上限1億円だったのが上限2,000万円になったということでございます。あともう一つ、対象事業所の過去の受給者の取り扱いの中で、平成23年度においては中小企業の要件はなしということでございましたが、平成28年度になりまして、中小企業者のみとなりました。

それから、支給額ですけれども、平成23年度におきましては新規で225万円ということでございましたが、平成28年度におきましては120万円に減額されたということでございます。変遷については以上でございます。

続いて、来年度の事業復興型雇用確保助成金についてでございますけれども、こちらにつきましては雇い入れ助成ということでありますけれども、雇用創出助成金では助成対象労働者の要件として、助成対象労働者を最初に雇い入れの日から1年以内に雇い入れられた労働者という期間要件がありますけれども、雇用確保助成金では2年以内に雇い入れられた労働者となり、期間要件が緩和されたところでございます。また、人手不足対策として、一般求職者を含んだ、新たな雇い入れのために住宅の支援の導入等による職場環境の

改善を図り、かつ雇用の確保、維持を達成した事業所に対する住宅支援経費の助成について追加されたものでございます。

○**斉藤信委員** だんだん要件が厳しくなって、せっかくのものが十分使えない、残念なのだけれども、来年度からまた新しい、継続という形になるのだと思いますけれども、これが積極的に活用されるように徹底をお願いしたいと思います。

次に、159ページの中小企業振興費のところ、商工観光資金貸付金の14億7,000万円余の減額、あとは中小企業東日本大震災復興資金貸付金、これが70億円の減額なのですけれども、先ほどの説明だと他の資金等が活用された、あとは繰り上げ償還が発生したということですが、他の資金でもっと有利な資金が活用されたのか。もっと有利な資金があればそういうことになってほしいし、中小企業東日本大震災復興資金貸付金の場合には繰り上げ償還が発生したということは事業成績がよくなって、予定より早く償還したということになるかと思いますが、これはどのくらい繰り上げ償還がふえたのか、そのことを示してください。

○**高橋経営支援課総括課長** 制度資金の減額の関係ですけれども、もともと需要に対応できるように多目に積んでいるということがありますので、どうしても毎年度、年度末で減額補正ということが通例でございます。

他の資金というところで言いますと、商工観光資金よりも中小企業東日本大震災復興資金貸付金のほうが利率とか保証料が低くなっていますので、沿岸で被災した事業者の方はこちらに移るという場合があって、県の制度資金の中で動いているというものがあります。

それから、中小企業東日本大震災資金貸付金との関係では、お話があったとおり、建設業とかでは長期で借りていたものが比較的早く返せるようになっているパターンで期限前償還ということ。それから一部で補助金等を使うということで、補助金が入ってくるまでの期間を見て、つなぎという形で借りており、形式的には数年というか、1年、2年ということにしていたものが早くなるということで、期限前償還ということになっているものがあります。そういったものが相まってこういう形になっております。

ただ、繰り上げ償還が実際に何件かというのはちょっと資料を持ち合わせておりません。

○**斉藤信委員** 後で資料があれば下さい。

それから、162ページ、ここの復興ツーリズム推進事業費の教育旅行等誘致事業費負担金、これが1,100万円の減額になっていますが、復興ツーリズムの今年度の実績見込み、そして教育旅行の取り組み状況、これを示してください。

○**平井観光課総括課長** 復興ツーリズム推進事業の実施見込みでございますけれども、今回1,100万円余の減額をしておりますが、こちらにつきましては国の被災者支援総合交付金の財源を充てる予定でございましたが、こちらが不採択となったということで、その不採択になった部分につきましては、震災学習におきましてICTを活用し、タブレット端末等を使った教育旅行のコンテンツ強化を図るという内容と、それから沿岸教育旅行を催行する会社に対するバスの支援というものを入れ込んでおりました。こちらにつきましては、

不採択となったために復興ツーリズム推進事業費のほうでは減額としておりますが、国の別の東北観光復興対策交付金、こちらのほうのインバウンド新時代戦略事業のほうで実施するということで調整をとっております。

それから、教育旅行のバス助成につきましては、いわて観光キャンペーン推進協議会という組織がございまして、こちらを通じて助成をするということで、そういう制度で代替を行っております。

このような取り組みをいたしまして、特にことは北海道新幹線が開業いたしました北海道からの誘客を促進するという取り組みを実施している状況でございます。

○**斉藤信委員** 私は、復興ツーリズムと教育旅行の実績見込みを聞いたのです。

○**平井観光課総括課長** 平成28年度の沿岸地域への観光客の入れ込み状況、それから教育旅行の入れ込み状況については、まだ調査、集計中でございますので、実績については今の場ではお答えできません。

○**斉藤信委員** では、後で見込みがわかれば示していただきたい。

災害復旧費ですけれども、205ページの台風第10号で被災した岩手県立宮古高等技術専門校について、大体この事業費の確定で、まず完成というふうに受けとめていいのか。さらに立派になったとか、そういう中身があれば示してください。

○**工藤労働課長** 宮古高等技術専門校の復旧の関係でございますけれども、年度内に施設設備の工事ですとか、備品の購入はおおむねもとどおりの形で現状復旧させる予定でございます。ただし、同じような災害が起こった場合の今後の対策の関係で、例えば職員室を2階に移転する工事ですとか、そういった一部の工事については年度内の完成が難しいということで、まずは今年度はもとどおりの形に戻すというところまで行います。そのほか、事務所の職員室は1階にありましたので、そこが水没して、復旧が大変だったということで、今後はそういったことの対応として2階に移してとか、そのほか、実習棟のシャッター改修工事とか今年度中にできないものについて繰り越す予定ですが、そういったものを除きまして今年度中に完了の予定でございます。

○**斉藤信委員** では次に、211ページのグループ補助金、これは1億7,700万円余の減額補正になっているのですが、今年度56億8,100万円余の実績ということになります。一つは、今年度の採択が何グループ、何社ということになるのか。それと、これまでグループ補助金を受けた事業所の復旧状況をどういうふうに把握しているのか、そのことをお聞きします。

○**高橋経営支援課総括課長** まず、先ほどあった中小企業東日本大震災復興資金貸付金の繰り上げ償還の件数ですけれども、平成28年度の分は、1月末までで748件となっております。

それから、グループ補助金の今年度の交付決定件数ですけれども、平成28年度は2回の公募でちょうど100社に交付決定をしております。グループ数としましては23グループになります。ただ、この23グループは、前の年度までに採択されているグループの中で、メン

バーが新たに今年度交付決定を受けたということもありますので、全部が新規というものではありません。

それから、復旧の状況ですけれども、今までトータルで1,436社に交付決定し、今年度末までで1,100社が事業完了するという見込みです。

○**斉藤信委員** 1,436社がこれまで補助決定になって、1,100社が事業完了ということで、順調だというふうに思いますが、事業完了に至らなかった、そういう事業所数はどのぐらいありますか。

○**高橋経営支援課総括課長** 事業完了に至らないといえますのは、今のところは繰り越しとか継続をしているということがありますので、基本的には1,436社と1,100社の差については、交付決定したけれども、まだ終わっていないというものがあります。ただ、一部で、交付決定は受けたけれども、事業着工に取りかからないでやめましたというところも若干というか、全部で39社あります。

○**斉藤信委員** 39社が破綻したということですか。

○**高橋経営支援課総括課長** 破綻ということではなくて、補助事業をやめたということです。自分で再建したとか、あるいは交付決定を受けたのですけれども、数年間場所を待っている間に年齢の関係もあってというようなところもあったり、そういうところを合わせたの39社です。

○**斉藤信委員** これで最後にしますけれども、1,436社がグループ補助決定して1,100社が年度内に事業完了と。グループ補助決定の事業者のいわばフォローアップ、これがされていれば、その状況を示していただきたい。

もう一つは、今度の補正予算にもあるのですけれども、岩手産業復興機構、いわば二重債務の問題ですけれども、これまでに110件、そのうち9件が債務返済したということが2月14日付で報道されております。これは2億5,000万円、たしか出捐金が戻って、また来年度予算に上げると、こういうことだと思いますが、東日本大震災事業者再生支援機構と、今度の岩手産業復興機構のものと、どれだけ二重債務の解消が図られて、その後の経営状況はどうなっているか把握されているのでしょうか。

○**高橋経営支援課総括課長** まず、グループ補助金の事業者に対するフォローアップに関してですが、まず一つ、国が統一的にアンケート調査を実施しております。これは、岩手県に限らず、年に1回ですけれども、実施した事業者のほうに状況等を聞いております。それによって、全体的な状況ということで震災前の水準以上に回復しているというのが45.2%、震災前に達していないところが54.8%ということになっています。それから、県としても、全部ではないのですけれども、グループの代表とかに現地に行ってお話を伺うというようなこともしております。ただ、体系的な数字としては、この国のアンケート調査ということになります。

それから、二重債務の関係で言いますと、岩手産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構の二つの機関が買い取りをしております、今までの支援決定の件数は、東日本

大震災事業者再生支援機構が165件、それから岩手産業復興機構が110件の買い取りということになっています。

○**斉藤信委員** 答弁漏れだったので。新聞記事でももっとリアルに報道されているのだけれども、岩手産業復興機構については、110件中9件が債務返済をしたと、こういうことなのです。だから、この110件、これもフォローアップを岩手産業復興機構がしているのですよね。その状況をわかるだけ示していただきたいと。東日本大震災事業者再生支援機構のほうは、これは数しかわからないでしょうが。

○**高橋経営支援課総括課長** 9件返済というのは、もともと買い取ったところは10年後にお返しするというものだったのが、予定より早まって返したというところが9件ということですので、これは計画が前倒しになって進んでいるということです。お話があったとおり、岩手産業復興機構のほうでも事業者をフォローアップしていきまして、おおむね順調というところが28.9%、やや不振と不振というところが大体4分の3ということになっています。岩手産業復興機構のほうでヒアリング等したところではそのようなとなっております。

○**斉藤信委員** 私も先日、山田町、大槌町、そして陸前高田市と見てきましたけれども、被害の大きいところはやっと盛り土の造成が完了しつつあって、これから特に商工業者は事業所、店舗を再建すると。本当にこれからです。だから、グループ補助金の申請も来年度かなり出てくるのではないかと思います。商業者に聞くと、通常、店というのは商圈があって進出するのだよね。例えば店舗の周囲500メートル範囲でどのぐらい消費人口があって、どのぐらい売り上げ見込めるか。しかし、大槌町とか陸前高田市とか山田町というのは、逆に言えば商店街先行型なのです。これは、今までの商業の発想では対応できない極めて新しい挑戦です。私はそういう点で、これから被災地の中で先行的に商店街を再建する、中心市街地を再建するという点で、県、市町村が一体となって知恵を出してやらないと、本当にこれはうまく進まないと思うので、最後部長に、私はこれからが正念場だと思うけれども、その点での県の積極的な対応についてお聞きしたい。

○**菊池商工労働観光部長** 中心市街地を初めとしまして、復興まちづくりの進展に応じて商業集積、商業再生、そして地域全体の再生が進むという認識は一緒だと思っております。我々も国に対してグループ補助金の継続とかの対応について、そういった観点から、これからまちづくりが本格化し、商業の関係者を中心にグループ補助金の需要がふえてくるなどということで、さまざまな要望をしているところでございまして、その認識は今も変わっておりません。

また、実際個々の事業者が再開していくに当たって、いろいろなハードルがあります。経営相談等の対応もしっかりとしていかないと、見通しを持った再開、1回にお金をどんと使って再開することだけではない、運転資金にどういふのを用意して、どういふ展開をして次の投資をしていくといった段階的な経営計画など、今まで余り考えたことがなかった部分、それはおっしゃるとおりです。まちづくりと並行して商売が展開していくという

ことですので、そういった継続的な支援、経営相談、指導支援などイロハのところから必要になってくると思いますので、さまざまな支援制度も御案内のとおり用意しております。それをどう上手に使いながら、持続的な事業経営に向けた再開が進んでいくかということは、地元の事業者と最も密接に接している地元市町村、そして商工指導団体の日ごろからの支援対応が重要となってきます。そういった意味で、我々も重層的支援とか伴走型支援という形で、そういう活動に必要なに応じて参画させていただいていますし、いろんな支援もしているわけですが、県、市町村、商工団体が一緒になって、再生に向けてさらに頑張っていきたいと思います。

○名須川晋委員 事業復興型雇用創出助成金についてお伺いいたしますけれども、この事務はどこに委託をしていたか、まずそこから伺います。

○高橋雇用対策課長 事務につきましては、委託の形で実施しておりまして、今年度は株式会社パソナ・盛岡のほうに委託をしています。

○名須川晋委員 パソナ・盛岡ということですが、目標として800人の新規を見込んでいて、結局そこが六十数名です。そうした場合でも、固定費は同じにかかっているわけです。そうすると、七百数十人分の仕事はしなかったということで、多分継続よりは新規のほうが相当に仕事の量が多いと思うのです。そうしたときに、固定費はそのままかかって、実際の仕事がなかったということになれば、業務内容に応じて委託費が変わるのかどうか。つまり過大に新規の雇用者を見積もっていて、実際はその作業量が10分の1以下だったということになるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○高橋雇用対策課長 事業復興型雇用創出助成金につきましては、認定から3年間支給するものでございまして、これまでの認定件数の累計によりまして、事務量が高どまりになってきております。また、制度改革が年々ございまして、審査が複雑化している状況にございます。そうした中で、平成28年度につきましては、新規の申請や継続申請は平成27年度に比べ減少すると見込んでおりますけれども、早期の事務処理を図るために、平成28年度途中で事業が完了する事業所の実績報告書の事務を追加する予定としておりまして、全体としては平成27年度と比べ事務量に大きな変動はないと見込んだところでございます。このため委託料についても大きな減少とまらないところでございます。

○名須川晋委員 それは、年度の中で変動するわけですか。事務の作業量によって変動するわけですか。結局七百数十人分の費用はかからなかったけれども、作業量としてはふえているので、ならば同じだという考え方でいいのでしょうか。

○高橋雇用対策課長 制度が非常に複雑化しておりまして、1事業所に係る事務処理時間が以前よりもかなりかかっているという実態なども考慮いたしまして、平成28年度の予算としているものでございます。先ほどお話のありましたとおり、委託料は今後事務量の変化に応じて見直していくということで考えてございます。

○名須川晋委員 先ほど斉藤委員の話で初めて知ったのですけれども、来年度、事業復興型雇用確保助成金という制度ができるわけですね。この事務も委託になるわけでしょうか。

○高橋雇用対策・労働室長 平成29年度事業についても同様の、前さばきの部分については委託をするという予定でございます。先ほどの年度内の実績についての話なのですが、これは例えば終わっている平成27年度、最終契約、予算でもって契約するわけですが、これは精算払いということで、実績で申しますと、例えば1,000万円以上の支払いについては精算で減額した支払いになっています。つまり、固定費の部分は当然事務所の経費とか、それから事務作業分の人件費というものについては当初の部分でございますけれども、作業量としての件数なりの実績部分は精算払いという形でございます。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第69号職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第70号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤労働課長 議案第69号職業能力開発校条例の一部を改正する条例及び議案第70号産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも平成28年台風第10号の被災者に係る入校、入学検定料等の免除に関する改正でありますことから、一括して御説明申し上げます。

議案（その4）の4ページと5ページをお開き願います。なお、説明は便宜お手元にお配りしております資料、職業能力開発校条例の一部を改正する条例案の概要及び産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例案の概要によりまして御説明をいたします。

まず、1の改正の趣旨であります。平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入校検定料または入学検定料、入校料または入学科及び寄宿舎料の免除について定めようとするものであります。

次に、2の条例案の内容でございますが、授業料につきましては、職業能力開発校条例第11条及び産業技術短期大学校条例第14条の規定により免除が可能となっており、また入校検定料等につきましては、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、それぞれの条例の附則の規定により免除を行っている

ところでありまして、今般の平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しても、同様に入校検定料等の免除規定を定めようとするものでございます。

次に、3の施行期日等でございますが、これらの条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日以後に納付された入校検定料等について適用することとするともに、あわせて納付済みの入校検定料等が免除となった場合に、還付することができることとするための経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これは大変いいことだと思いますが、平成28年9月1日以降に納付されたものも適用して返還すると、こういうことですね。在校生の中にどれだけの対象者がいるのか。あとは、来年度入学予定者はもう決まっていますが、予定者の中にこの対象となる学生がどのぐらいいるのか示してください。

○工藤労働課長 免除の対象予定者の見込みでございますけれども、まず今年度につきましては宮古高等技術専門校に在籍していて寄宿舎に入っている学生のうち11名が今般の台風第10号の被害で寄宿舎料と授業料、授業料は既存の条例で免除対象となりますけれども、この改正により、授業料に加えて寄宿舎料が免除の対象となる見込みでございます。

それから、来年度の入学が決まっている方々につきましては、これまでの受験者のうち免除対象となる方は確認されておりましたが、既に受験が終わって、受験者の方々全員と連絡をとって確認するまでには至っておりませんので、それから引き続き募集を行っている学科もありますので、そのところは確認はとれておりません。ただ、全体の被害状況といえますか、これまでの沿岸、今回の岩泉町とか宮古市からの入校生の状況からすると、来年度の入学者の中で計算いたしますと2名程度は免除の対象者が出ると見込みまして、来年度の予算等を考えているところでございます。

○千葉伝委員 条例案の概要ということで、この議案第69号、次の議案第70号の資料を見せていただきました。調べればわかるかもしれませんが、入校検定料、入校料、寄宿舎料が幾らなのかというのが資料ではわからないので、もしできればこれを出すときには、現在こういう金額になっています、この分が免除になる予定ですとかが記載されていれどと思いますが、ちょっと金額をお聞きしたい。

○工藤労働課長 今回改正の対象としております入校検定料、入校料、寄宿舎料についてでございますが、まず職業能力開発校、千厩、宮古、二戸の高等技術専門校につきましては、入校検定料は2,200円、入校料は5,650円、そして寄宿舎料が学校によって違いまして、千厩高等技術専門校は月額700円、それから宮古高等技術専門校、ここは2人部屋のところが700円、1人1室のところが1,400円、いずれも月額でございます。それから、二戸高等技術専門校の寄宿舎料は月額1,000円でございます。

産業技術短期大学校の入校検定料は1万8,000円、入学料は、県内にお住まいの方は13万5,400円、そのほかの方々は20万3,000円、これは産業技術専攻科以外でして、産業技術

専攻科は入学科6万7,700円でございます。そして、寄宿舎料は、月額で4,300円ということでございます。

お話しいただきました資料のつくり方について、今後気をつけさせていただきたいと思っています。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○ハクセル美穂子委員 当初予算に係る案件ですが、いわてインバウンド新時代戦略事業費ですが、訪日外国人の受け入れ体制の充実強化を引き続き支援するとあります。これは、Wi-Fiなどの整備を見込んでいるのでしょうかということをまず確認したいと思います。

○平井観光課総括課長 外国人の受け入れ環境整備に対する支援でございますけれども、こちらは平成27年度から実施しているものでございまして、当初はいわゆるWi-Fi、無料公衆無線LAN、外国語のホームページなど、それから施設内における多言語表示、こういうものを支援対象としておりました。また、今年度から新たに和式トイレの洋式化というものもメニューに加えてございまして、さらに12月補正予算におきまして、和室の洋室化も新たなメニューに加えた上で増額の補正措置をしております。平成29年度においても、同様の和室の洋室化まで含めて補助対象ということで計上しておりますが、12月補正予算で計上しておりました経費につきましては、まだ国の変更交付決定を受けていない状況です。こちらにつきましては今月交付決定を受けるものでございますので、繰越明許ということで計上させていただいております。来年度当初予算とあわせて、国の交付決定を受けましたらば、そちらのメニューも追加して支援していこうということでございます。

○ハクセル美穂子委員 和室の洋室化、これをやってくださるというか、そういうのもメニューに入れてくださるということは非常にいいことだと思います。私の地元の大きな旅館経営者の皆さんも、仲居とか、布団の上げ下げをなさる従業員の皆さんが高齢化してきて、そして人材も不足していて、非常に大変だというような話を聞いております。それ

から、業務を効率化するためには、和室で布団を上げ下げではなくて、やっぱりベッドだという部分もあるということですので、ぜひたくさんの方の旅館の方に周知していただいて、この事業を活用していただきたいと思います。

それから、もう1点は、朝食が和室の広間だと結局仲居の数も必要で、なかなか対応できないということがあるそうですので、大広間の洋室化で朝食のバイキングとか、そういったものにも対応できるようなことも、皆さん、インバウンドというところも考えていらっしゃるようですので、そういったメニューもできないかどうかという検討をぜひしていただきたいと思います。

○平井観光課総括課長 外国人受け入れ環境整備支援の補助制度の運用につきまして、ホテル、旅館、それから商店街の方々の御意見を聞きながら、こちらといたしましては外国人観光客の受け入れ環境というテーマでございますので、どういう形にすればより外国人のお客様を受け入れやすく、またそれがたくさん来ていただけるような仕掛けになるかというものを、御意見を聞きながら事業メニューを組んでおります。ただし、これは、先ほど申し上げましたが、財源として国の交付金を入れておりますので、国のほうの事業スキームとの調整もございまして、そういうところを調整しながら、よりよい制度にしていきたいと考えております。

○工藤誠委員 それでは、新年度予算関係でちょっと最初にお聞きします。新しい事業として県北広域産業力強化促進事業費補助1,000万円ということで、事前に資料をいただいております。それで、おおむね理解はしたつもりでおりますけれども、改めて事業の目的、事業対象、補助率、どのような考えのもとに設計されたかということの詳細をお知らせください。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 当初予算に提案させていただいております県北広域産業競争力強化促進事業費補助でありますけれども、これは県北広域地域におきまして、誘致企業のみならず地場の企業も含めてになりますけれども、生産性の向上ですとか付加価値の向上、こういったことに取り組む企業の設備投資を支援しようと、それによって産業競争力を高めていこうという目的の事業でございます。

補助対象の内容ということですので、補助対象業種ですけれども、製造業、ソフトウェア業、その他、県の承認に基づいて市町村が指定するものというふうにしておりまして、これは市町村から地元のどういう業種のところを強化していきたいかということも幅広く受け入れながら業種を決めていきたいということで、そういった要件にしております。対象経費は、機械装置費ですとか、工具器具費ですとか、原材料費、それから技術指導費、教育研究費、委託費、一般工事費、こういった形で設備投資等に幅広く対応できるような対象経費としております。

補助額でありますけれども、これは補助対象経費の3分の1以内ということにしておりまして、その2分の1を県が、そして2分の1を地元市町村がということで、協調補助という形をとっております。

○**工藤誠委員** それで、まずちょっと中身をお聞きしますけれども、県北地域ということですので、県北広域振興局管内と捉えていいのかということまず一つです。

それから、この対象業種の中に製造業、製造業にもいろいろな範囲があると思うのですが、製造業があります。それ以外にソフトウェア業と自然科学研究所というものが出てきていますが、私、自然科学研究所というのは漆のことを指すのかとちょっと思ったのですが、具体的に想定されている中身を教えていただきたいということでもあります。

それから、地元の要望に沿ったということでもあります。地元からそういう要望があったということでもありますから、予算要求される段階ではどういう業種が想定されているのか、何社程度が想定されているのか。当然そういうものは制度設計をする段階でつくってあって、財政課に予算要求して認めていただいたと思いますので、その具体的な業種とか、どういう中身なのかということを知りたい。

○**戸舘ものづくり自動車産業振興室長** 補助対象業種でありますけれども、既存の企業立地促進奨励費補助に対象業種を基本的に合わせておりますが、済みません、自然科学研究所のところについては、ちょっと時間をいただきたいと思います。

対象の市町村ということですが、県北広域振興局管内の8市町村です。

○**工藤誠委員** 答弁漏れです。予算要求段階でどの程度のものを想定されたか。

○**戸舘ものづくり自動車産業振興室長** この補助事業を事業化するに当たりまして、地元市町村とは、ほぼ1年間になりますけれども、長い時間をかけ、いろいろ意見交換もし、私どものほうからも市町村に出向いて、どういった仕掛けが必要なのかということの意見交換しながら立案させていただいております。

○**工藤誠委員** だから、何ですかということを知っているのです。

もう1回聞きますけれども、制度設計をし、予算要求する段階で想定された業種とか企業数はどのような内容ですかということです。

○**戸舘ものづくり自動車産業振興室長** 市町村からは活用見込みがあるものとして、例えば、二戸地域からは食品関係の企業とお聞きしておりますし、洋野町からも食品関係、それから野田村からはエネルギー関係の企業が活用する見込みがあるのではないかとということも聞いております。それから、一戸町からは電子関係ということで、それ以外にもいろいろ潜在的なニーズがあると思いますが、この補助事業は公募で対象の事業所を選定するようにしておりますので、その中で実際に手が挙がってくるものと、こう思っております。予算額1,000万円でありますので、それほど多くの採択件数にはならないと思いますが、事業費規模で1,000万円以上を対象にするということにしておりますので、最多でも6件。それ以上の規模の事業要望が出てきてそれを採択するということになりますと、件数はもっと少なくなると思います。

○**工藤誠委員** いろいろ地元から要望があったということでもあります。それで、今室長からの答弁で6件程度予定しているということですが、仮に3,000万円を投資して、そして3人以上の雇用が確保されたと、そうすると3分の1の補助なので1,000万円。そういう例が

あるかどうかわかりませんが、1,000万円の予算で大丈夫ですか。その際は補正をするのですね。

そして、もう一つは、これは年数は当然複数年だと思いますけれども、何年程度の継続を想定されているのか。

そして、新規雇用3人以上と、この資料ではありますけれども、想定された期間内、制度設計された期間内で、何人の新規雇用なり従業員数を伸ばそうとしているのか、そこをお伺いします。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 今1,000万円の予算で事業化をお願いしております。基本的にはその中で公募等の方向で効果の高い事業を選んでいきたいと思っております。まだ当初予算を提案している段階でありますので、現時点でこの予算の効果というところまでは考えておりませんが、そこは状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

それから、基本的にこれは単年度の事業でありますので、次年度以降についても考え方は同様でありまして、その事業効果等を見きわめて検討していきたいと思っております。

次に、何人の雇用を見込んでいるかということでもありますけれども、1件当たり雇用の要件が3人ということになっておりまして、先ほども申し上げました、最大6件、もし6件を採択したということになりますと、18人以上ということになるわけですが、投資額が小さい中で雇用を大幅に拡大していくというのはなかなか厳しいだろうと思っておりますので、まずは2桁に到達するぐらいのところをめどに頑張っていきたいと考えております。

○工藤誠委員 確認ですけれども、いただいた資料には企業立地促進奨励事業費補助、一部そういう補助要件が緩和されたということになっていますが、これと今の新規事業との関連で、両方リンクするような形のケースもあり得るということでしょうか。これは、あくまで地場企業だけの話であって、企業立地の場合はまた別だということで、これリンクすることはあり得ないということでしょうか。

○戸館ものづくり自動車産業振興室長 企業立地促進奨励事業費補助のほうは誘致企業だけが対象ということになりますので、新規にする誘致企業、それから誘致企業の中で増設をするというところが対象になってまいります。新規の県北広域産業力強化促進事業費補助のほうは、これは誘致企業、地場を問わずということでもありますので、この事業目的にかなう企業であれば対象にしていくということになります。

○工藤誠委員 ぜひ積極的にPRしていただいて、しっかりと活用していただきたいと思っております。

それから、もう1点、新規事業で、いわての漆産業新時代開拓事業費1,400万円ということで、新聞報道等にもありましたけれども、浄法寺漆の地元、二戸市では1億円を予算措置して、今後原木管理とか漆かき職人の育成を行うということでもあります。それに呼応してというか、一体となって県も今回取り組むというこの事業だと思いますので、この中身

を詳細に教えていただきたいと思います。

○高橋地域産業課長 漆の振興についてでございますけれども、委員からお話ありましたとおり、漆につきましては平成27年に国のほうで、国宝、重要文化財に国産漆を使用するという方針が出されまして、以前から二戸市が中心となってそういった漆振興に取り組んできたところでございます。ただ御存じのとおり、国産漆の需要が多いにもかかわらずなかなか供給が追いつかないという状況がございます。国産漆生産地として国内ナンバーワンという状況を踏まえまして、県としても地元のこういった取り組みを支援していこうということで、今回新たに来年度予算で要求させていただいているところでございます。

内容につきましては、県内でも県北中心に漆の産地がございますし、県内の漆に係る市町村と連携をとりまして、まず県全体で漆振興を図る推進体制をつくっていききたいということで、地元、関係市町村、それから県の関係機関、当然商工サイドだけではございませんので、つくる側の農政サイドだとか、それから国の機関もございますし、関係団体、地域をつくる団体もございますので、そういったところと連携をとりながら推進体制をつくりたいということが一つ。

それからあとは、漆についてもっともっと皆さんに知っていただきたいということで、関係者含めて一体になって、住民向けとか、それから漆器に関係する方々に漆文化とか、これまでの取り組みというところの普及啓発を図っていききたいということで、漆をテーマにしたシンポジウムを来年度開催したいということがございます。さらに、さまざま漆の普及を図っていくための映像を含めた情報発信のコンテンツ作成も来年度から取り組みを進めていききたいということで、それらあわせて来年度事業の中で取り組みを進めていきたいと考えております。

○工藤誠委員 ようやく動き出したかという感じもしないではないのですが、新時代開拓事業ということで、非常にすばらしい事業だなというふうに見ています。ただ、原木の確保とか、それから漆かき職人の育成とかというのには時間がかかると思います。原木も15年ぐらいかかるということですし、そういうことで、こういう新時代開拓事業を進めていく、当然単年度ではないでしょうから、これについても制度設計を何年間の中で、どういうふうに目標を立ててそれを達成していこうとお考えになっているのか、その具体的な組織の中身であるとか、それから目標設定をちょっと教えていただきたいと思います。

○高橋地域産業課長 漆についての目標についてでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今国の重要文化財で使用する国産漆は、データ的には国のほうで2トン必要という状況の中で、国産で賄えるのは1トン程度ということで、約半数だという状況がございます。生産につきましては、2年ほど前から県北広域振興局のほうでも漆原木の実態調査というものを実施しておりまして、増産に向けて、現在漆の原木がどの程度あって、実際どの程度の増産ができるかというところを考慮しております。先ほど申し上げた国産の需要を賄えるようなものとして、今ちょうどその実態を踏まえて目標をはじこうとするとところでありまして、平成27年度の県内生産量が821キログラムというところでござい

ましたので、まずこの生産量をふやしていくというところがございます。ピークのところに1トン生産がございますので、それに近づけるような生産をまずつくっていくというのが一つでございます。

それから、漆かき職人につきましては、現在地元二戸市のほうでさまざまな取り組みを進めておりまして、今年度地域おこし協力隊という制度を活用いたしまして、全国から公募して、現在2名ほど漆かきの研修を積んでいます。二戸市のほうで1億円の予算を組んでいる事業の中でも、さらに来年は3人、そういった漆かき職人の公募をかけながらふやしていくという状況でございます。まず漆かき職人につきましてもふやしていくということで、今のところそういった目標を持ちながら取り組んでいるところでございます。

事業全体といたしましては、来年度スタートいたしまして、当面はそれぞれ3年の計画のところで動かしているところでございますけれども、さまざま課題的なものもたくさんありますので、これから関係者とも協議を進めながら、その辺のところはきちっとした目標を定めながら取り組みを進めていきたいと考えております。

○工藤誠委員 必要数2トンで、現在は800キログラムちょっと。全体で見れば、今、日本で使われる漆の98%が中国産だと言われています。国産の漆の中では二戸地域、浄法寺漆が多いということです。これを生産して高めていくには、私は相当の努力が必要だと思います。98%が中国産、外国産です。それで、国内産が1トンしかない。そのうち県内産が800キログラムです。それをやるには相当の努力が必要だと思います。幾ら文化庁が文化財の修復に使うとか、そういう追い風があるにしても、何万本の原木が必要で、何十人のかき手が必要なのか。そういうことをしっかりと考えてやらないと、実際の話できませんよ。私は、現場にいてそう思います。かき手も高齢化してきていますし、1年に2人か3人入ったといっても、とても間に合いません。そして、原木は15年という期間もかかるわけです。かき殺して、次に新しい木も出てくるわけですが、時間もかかるものですから、もうちょっと力を入れていただきたいというのが率直な思いです。一步一步進んでいくことについては、よろしいというふうに思っていますので、ぜひ進めてください。

それから、もう一つ、この部分の最後ですが、浄法寺漆にこだわりますかと。というのは、二戸市の浄法寺地区でしかつくってはいけなないものが浄法寺漆なのではないでしょうか。私は、県内でもたくさんそういうものをPRして、原木を植えて、そして漆かき職人も育成していただいて、岩手漆でいいのではないのでしょうか。そういう考え方はできないものではないでしょうか。確かに二戸市の浄法寺漆というのは伝統もあり、職人もいますけれども、さっき言ったとおり、もっと量をふやしていく、後継者をふやしていくというのであれば、商工労働観光部だけの問題ではないと思うのだけれども、もっと岩手全体でというような大きな考えで取り組むことできないものではないでしょうか。

○高橋地域産業課長 漆の生産でございますけれども、委員からお話がありましたとおり、二戸市に限ったことではございませんで、現在漆原木の状況につきましては、二戸市のほうで調べたデータを見ますと、二戸管内に漆林というのがあって、採取可能なのは17万

8,000本ありますということがございます。そのほかに、実は一戸町ですとか、軽米町とか、九戸村のほうでも、それぞれ漆の木がございます。あと、隣の青森県の三戸町とか田子町のほうにもそういった漆があるということで、漆かき職人が浄法寺中心にいらっしやって、浄法寺の漆かき職人がかいたものを浄法寺漆という形でやっておりますけれども、そういったところが中心になっております。それで、先ほど推進体制の話の中で、関係する市町村で県南の奥州市胆沢区のほうにも漆の木があったりとか、各地で点在しているというところがありますので、委員から御提案のとおり、そういった取り組みについては大きく広げながら、進めていく必要があると考えております。

○工藤誠委員 ぜひまずそのことを進めていただいて、推進協議会みたいなものをつくるようですから、その意見交換をしていただいて進めていただきたいと思います、せっかくの貴重な資源でありますので。

それから、また別の質問ですが、2月26日にアパレルの関係で北いわて学生デザインファッションショーというのが開かれました。副知事、それから菊池部長にもおいでになっていただいて、すばらしいショーだったと思っていますけれども、事前にいただいた資料では、アパレルの生産出荷額、県内全体に対して県北は15%程度しかないということです。地元のアパレルの業者の方は、北岩手はアパレルの聖地だということで一生懸命頑張っているわけですが、今のアパレル業界、特に私は北岩手の話しかしませんが、現状と課題をどういうふうに捉えているかお聞きしたいと思います。

○高橋地域産業課長 アパレルの現状と課題ということでございますけれども、県北地域におきましてはアパレルの事業者数が、ほかの地域に比べると割合が高いという地域でございます。現在県内のこういった繊維関係の事業者数ですが、県全体で178事業所がでございます。そのうち県北地域におきましては、事業所数で24事業所になります。それから、従業者数につきましては、県全体では5,111名という中で、県北では1,039名。今申し上げたのは平成26年度のデータになります。こういったような状況でございます。

実は、これらの事業所数、それから従業者数とも、年々減少傾向にございまして、県内の繊維関係の縫製事業者、先ほど平成26年度に178事業所と申し上げましたけれども、5年前の平成22年度は207事業所ということで、約30事業所が減少しているという状況になっております。従業者数につきましても同様に、県全体では先ほど5,111名といったところ、平成22年度では5,670と名ということで、こちらのほうも従業員が減少傾向にあるということで、事業所数も減少しておりますし、あと御存じのとおりアパレル業界が大分厳しい状況にあると。百貨店中心の高級ブランドが一時期流行したこともありましたが、現在は低価格でかなり安く手に入る、ユニクロに代表されるような製造から小売までの一貫生産というものが出来まして、県内でも経営状況が厳しいということは把握しております。

こういった課題のなか、県北地域におきましては、製造品出荷額で申しますと、実は年々増加傾向にございまして、平成26年に県全体で製造品出荷額が252億円という中で、県北のほうで……

○高橋但馬委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いします。

○高橋地域産業課長 申しわけございません。その中で、製造品出荷額を伸ばしているという状況がありますので、こういったところもさらに支援していく必要があるということでございます。課題のところが長くなって申しわけございません。

○工藤誠委員 質問の仕方も悪かったかもしれません。いろいろそういう厳しい中でも頑張っているということは聞いていますので、ただ在庫の問題であるとか、資金繰りの問題であるとか、いろいろ厳しい状況が聞かれますので、改めて支援をいろいろな部分でお願いしたいと思っています。

それで、アパレルという場合、縫製業なわけです。過日、産業振興・雇用対策調査特別委員会で山梨県甲府市の近藤ニット株式会社に行ってきました。そこは130人ぐらいの会社でしたけれども、デザインから縫製、そして直営販売店を持っているのです。山梨県ですから都会が近いので。これからの北岩手のアパレルは、ただ単に縫製だけで終わるのか。今文化学園とも提携してファッションのこともやっているのですけれども、自社ブランドも立ち上げながら、そちらの開拓、販売のほうまでしっかりやっていくのか、ただ単にOEMで受託ばかりやってくのか、どちらの方向を向いてやっていくべきと県は考えているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○高橋地域産業課長 今の御質問は、OEMか、自社ブランドでいくかというところでございますけれども、縫製事業者がそれぞれつくるアイテムですとか、それから経営の仕方はまちまちでございまして、ほとんどの県北の事業者についてはOEM、受託という格好でつくる工場というのが中心でございます。ただ、大手メーカーからの受託となると、発注量が減ってしまうと会社そのものの経営が厳しくなるという現状がございますので、今県北の中でも自社ブランドに取り組みたいというところも何社かございます。ただ、申しましたとおり、デザインですとか企画という部分ではまだまだ取り組みが弱いといったところがございます。今年度、先般、委員にもお越しいただいたファッションショーなどで、北いわて仕立て屋女子会ということで、新たにそういうものづくりをやる従業員を育てていこうという中で、自社ブランドも進めながら、なおかつあと一気に自社ブランドだけというわけにはいきませんので、OEMも進めながら、並行してそういったところを考えながら進めていくという状況でございます。

○高橋但馬委員長 工藤誠委員に申し上げます。他の委員の発言の機会を確保するためにも御発言はまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。

○工藤誠委員 わかりました。これで最後になりますので。前回もお聞きしましたが、いわて産業人材奨学金返還支援制度が、12月補正予算で通ったわけですが、知事が年頭の記者会見でしたか、ものづくり分野というものについては狭く解釈しなくてもいいのではないかと、バイオテクノロジーや土木など農林水産業に関係することもあり得るというふうにインタビューに答えていらっしゃるわけです。去年の段階での8分野、自動車とかロボットとか半導体とかだけではなくて、私は知事のおっしゃるとおりだと考えているのです

が、担当部として知事のコメントをどうこうと評価するというよりも、今後そういう考えがあるのかどうか、このことだけをお聞きして終わります。

○**菊池商工労働観光部長** 委員御指摘のとおり、知事の年頭の表明といえますか、インタビューでそういった発言をしております。我々も産業振興という大きな捉え方でいきますと、分野はもっともっと広がってほしいと思っていますし、これは製造業とかのみならず、サービス業であっても広がっていいと思っています。それが1回にどんとできるかというところもございますので、ものづくり産業の、人が見えて、生産が動き、経済が動くのが見えやすい、そこからモデルをつくっていこうということでやっておりますので、考え方としてはどんどん広げていこうという認識は変わりありません。

○**斉藤信委員** 私は、県が人口の社会減を平成32年にゼロを目指すと、ここのかわり方で県内就職率、雇用の確保の問題についてお聞きしたいと思います。県内の大学、短大、専修学校、高校の県内就職率、県内就職者数はどうなっているのでしょうか。

○**高橋雇用対策課長** 県内の地域大学等の卒業者の就職内定状況でございますけれども、岩手労働局が報告しているものに基づき集計したものでございますが、大学につきましては、就職希望者が平成28年3月卒で1,929人、うち内定者数が1,853人、うち県内内定者数が809人ということで、43.7%となっております。

短大につきましては、同様に、希望者数が373人、就職内定者数が366人、うち県内内定者数が235人で、64.2%となっております。

専修学校につきましては、希望者数1,808人、内定者数が1,735人、うち県内内定者数が1,008人の57.7%となっております。

なお、高校卒業につきましては、平成28年3月卒について、卒業者が11,905人、うち全体の求職者数が3,027人、県内の求職者数が1,941人、全体の就職者数が3,024人で、県内の就職者数が1,938人、県内の就職者割合は64.1%となっております。

○**斉藤信委員** 今大学、短大、専修学校、高校というふうに出していただきましたけれども、大学の場合は平成24年が41.5%でしたので、43.7%というのは若干県内就職率は上がっていると。短大の場合は、平成24年に70%ありましたので、これは落ちている。そして、専修学校の場合は、これは平成26年で62.3%でしたから、57.7%というのは落ちているのです。高校の場合は、64.1%というのは、平成19年に64.8%あったのが落ちて、やっと64.1%に戻ってきたと、こういうことです。

昨年で社会減が3,708人あったのです。この程度の県内就職率に甘んじていたら、ここで積極的な目標を持たなかったら、平成32年に社会減ゼロという保証がないのではないのか。社会減ゼロにするという点で県内就職率を上げる目標になっているのか、なっていないのか、ここをお聞きします。なければいいから、答えて。

○**菊池商工労働観光部長** この議論につきましては、前回の定例会のときにも、たしかこの部屋で委員とお話ししたと思いますが、そのときに申し上げたとおりの認識でして、もちろん少しでも、一步一步、県内就職率を上げていかなければならないと思っていますし、

それに向けてさまざまな取り組みを、やれる限りのことはやってきていると思いますので、今後についても引き続き強化するなど、一般質問でもお答えしているとおりでございます。頑張っただけありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○斉藤信委員 だから、驚くべき答弁なのです、部長。社会減ゼロを平成32年に目指すというのは岩手県の重大な戦略目標です。それをどういうふう to 実現するかという、そういう県内就職率を向上させる目標がないと言ったら、裏づけがないということになるのです。私はこれは重大な問題だということで、12月の一般質問でも直接知事にもだしましたし、取り上げているのです。

それで、実は大学は地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COCプラス）というので、県内就職率を55%に上げるということを掲げているのです。今43.7%ですから、10%以上上げると積極的な目標です。裏づけはまだないと思うけれども。しかし、目標は55%に上げた。高校の県内就職率は目標が66%なのです。今64.1%で、こういうのは目標にならない。高校生が減っている中で、微増の目標だったら県内就職者数は減るということになるのです。

私は、そういう意味で、12月定例会のときにもかなりリアルに示しました。全国でどうなっているかというと、愛知県は高校の県内就職率96%、石川県は93.9%、静岡県は92.9%、富山県は92.3%と、こういう全国トップクラスがあるわけです。では、東北はどうかというと、宮城県が80.9%、山形県が78.9%、福島県が76.1%。岩手県が目標にしている66%というのは、秋田県66.7%とほぼ同じ。東北の下位ですよ。こんなのは目標にならないでしょう。せめて山形県並みを目指して当然なのではないかと。10%以上県内就職率を上げると、こういう目標を持って取り組まなかったら、県内の雇用の確保はできないし、社会減ゼロは達成できませんよ。そういう目標を持つべきだと考えませんか。

○菊池商工労働観光部長 現状認識や問題意識については共有されていると思いますし、ある目標に向けて努力していくことについて、その努力を精いっぱい、数値が高い、低いにかかわらず、今やれる限りのことを、県がやれる限りのことは施策展開していくつもりですし、やっているつもりでございます。目標数値の設定の多寡ではなくて、事業の取り組みについて御評価いただければと思います。

ちなみに、COCプラスにつきましても、県立大学と岩手大学、ほか県内大学、市町村も絡んでいますけれども、県もそこに参画して、雇用創出もしながら学生にも理解いただき、県内就職に向けてベクトルを進めていこうという取り組みでして、これは一方の政策目標の中に入る、設定している数値でもございます。県のアクションプランでも設定している目標値でございまして、それらも総合的に取り組みながら、収束するところは社会減ゼロに向けたさまざまな取り組みを一生懸命やっていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○斉藤信委員 雇用対策を担当する部長としては、本当にこの姿勢が問われますよ。目標、計画なくして、どうしてできるのですか。こんな低い目標で、どうやって意欲が出るので

すか。私は、大学の県内就職率55%というのは積極的な目標だと思います。実は、一番高い北陸で55%なのです。実績ですよ、北陸で。そこまでいくという目標で、私は大学の県内就職率を高めるという点でいけば、大学任せにしないで、行政、県内中小企業一体となった取り組みをやらなければいけないと思います。同時に、短大もそうだし、専修学校が就職者数は1,100名で一番多いのです。まだそれでも57%です。これも7割を目指すとか、そういう形で取り組みをやらなかったら必要性が出てこない。

県内就職率の問題にちょっと立ち入って話をすると、県立高校の県内就職率一覧を調べました。高いところもあれば低いところもあるのです。例えば盛岡工業高等学校は43%です。盛岡商業高等学校は50%。そして、黒沢尻工業高等学校は56%、工業高校としては高いほうです。水沢工業高等学校42%、一関工業高等学校47%、こういう低いところがあるのです。工業の伝統校はリーマンショックのときにお世話になったとか、比較的好い企業に先輩が就職しているという、そういう実績、歴史があると思うけれども、しかし10%程度そこでも引き上げていくという発想がなかったら、この率は変わりませんよ。

高いところをちょっと紹介すると、例えば平舘高等学校なんかは96%、地域の学校というのは地元でどういう役割を果たしているかわかりますね。花巻青雲高等学校は69%です。意外と岩谷堂高等学校なんかは81%で高い。専門高校では、釜石商工高等学校は74%、宮古工業高等学校は72%です。だから、同じ専門高校でも30%近いこれだけの差があるわけです。就業支援員を配置していると思うけれども、この就業支援員の今の発想は、就職率を高めるという、早く就職率100%にすると。率直に言って県内の就職率を高めるという発想はないのだと思う。だから、そういう点で目標を持つことが大事だと言っているのです。盛岡工業高等学校でも、黒沢尻工業高等学校でも、水沢工業高等学校でも、あと10%県内就職率を高めると、そういう意識性を持って取り組む必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○菊池商工労働観光部長 目標数値が幾つかということは別としまして、委員御指摘のとおり、就業支援員等々、一生懸命日々活躍してもらってしまして、その目指すところは一人でも多く県内就職者に結びつくよう努力しているのは変わりありません。また、各高校においても御理解いただいて、進路指導等において、さまざまな説明等を尽くしていただいておりますので、今後いわてで働こう推進協議会の動きとか、これはるこれまでも御説明してきましたので言いませんが、県、市町村、そして各団体のそれぞれの取り組みが相まって、さらに就職率、就職者数が上がってくるということを期待して施策に取り組んでいきますので、どうぞよろしくお願いします。

○高橋但馬委員長 斉藤委員の質問の途中でありますけれども、この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**斉藤信委員** では、若干続けさせていただいて、社会減をゼロにするという、これは県の本当に重要な戦略目標で、これを達成するためにも県内での就職率を高めるというのは最も重要な課題になっていると。そこで、大学は43.7%を55%に高めるという目標を持っているわけです。だから、高校も、せめて10%以上は上げるという、こういう目標を持って、先ほど私は県内県立高校の実態についてお話をしました。かなりでこぼこがあります。だから、それぞれの学校にふさわしい目標を持って、そしてそのために必要な対策を考えて取り組むようにしていただきたい。私はいわてで働こう推進協議会の資料も見ましたが、けれども、残念ながら切実感、緊迫感が感じられなかった。

私は、この間ふるさと創生・人口減少調査特別委員会で福井県に行ってきました。金沢市にも行ってきました。あそこは先進地です。県内就職率も全国トップクラス、大学もそうなのです。そこでどういうことをやっているかという、北陸3県での県内就職率を高める調査事業をやっているのです。一番積極的に取り組んでいるところで、こういう調査事業をやって、そして提言も出している。大変大事な中身で、提言だけ簡単に紹介をしますと、学生目線でリアリティーのある情報提供。二つ目は、企業内での採用活動の体制強化ということで、インターンシップや見学会を含めて中小企業の採用活動の体制強化。だから、中小企業なんかでは、社長が先頭になって大学に行って企業説明をやっているのです。そして、三つ目は、地元の大学と連携した出会いの充実強化。学生へのヒアリングでは、地元の中小企業に出会う機会がない、決定的に。そういう出会いの機会をどういうふうに行行政も一緒になってつくるかということです。地元を知らないで、県外に、首都圏に行くのです。そして、四つ目は、地域としての環境整備。これは、行政を初め地域が環境整備を行う必要がある。これはU・Iターンを含めて、どう呼び戻すかということで、首都圏から呼び戻す、そして呼び戻す地元の環境ということで、大変充実した調査内容と提言が出ていましたので、私はそういう実態、現状を正確に把握して積極的な対策を機敏にとっていただきたい。部長の見解を求めます。

○**菊池商工労働観光部長** 福井県、北陸における取り組みについては、委員から重要な柱立て四つほど御紹介いただきましたが、そのとおりの内容は私も承知しております。これはCOCプラスという取り組みで、全国各地の地方大学が中心となって取り組んでいるところでありまして、我々もその岩手版COCプラスに参画して、取り組みを進めることにしていますので、そういったことを参考にしながら取り組んでいくことは当然念頭にあります。

また、企業の採用力の強化等については、本県でもこれまでも取り組んできておりまして、情報発信の仕方とか、あるいは大手サイトへの掲載、情報発信支援とかはやっていきますので、引き続きそういったものを強化して対応していきますし、事業者の意識改革とか、あるいは具体的な対応サポートについて、これからも力を入れていきます。それは、いわて働き方改革推進運動、それを所掌するいわてで働こう推進協議会等が一体になって展開して、頑張っていきますので、どうぞ御了解願いたいと思います。

○**斉藤信委員** 若者世代の減少が急激に進んでいる中ですから、それに対応して、それを超えるような県内就職率の確保と人材確保の対策をとらないと、私は社会減ゼロにはいかないだろうと思いますので、ぜひ積極的な目標を持って、目標を達成するにふさわしい施策を講じてやっていただきたい。

これが最後ですけれども、雇用促進住宅の問題についてお聞きをいたします。雇用促進住宅の現状について、今どれだけの雇用促進住宅があつて、入居者がどうなっていて、そしてこれはいつまでに廃止される予定なのか、まずここをお聞きします。

○**工藤労働課長** 御質問のありました雇用促進住宅でございますけれども、雇用促進住宅は国が設置して独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が管理運営しているものでございまして、平成19年の閣議決定によりまして、平成33年度までに譲渡、廃止される方針が決まっております。この方針を踏まえて、市町村への譲渡等が進められているというところでございますが、ことしの1月末現在の県内の雇用促進住宅の状況でございますけれども、県内に住宅数51、それから戸数が4,430戸、入居戸数1,023戸ということでございまして、国の廃止、譲渡の方針によりまして平成28年3月以降、新規入居募集が停止されているところでございます。

○**斉藤信委員** 雇用促進住宅というのは、労働者対策でつくられて、意外と立地の条件がいいところに多いのです。だから、私は、雇用促進住宅を一方的に国の都合で廃止するということはまさに悪政であり、愚策だと思うのです。そして、平成33年度までに譲渡、廃止になっていると、そのためにもう新たな入居はないのです。

しかし一方で、1,023戸が入居しているわけです。例えば盛岡市の厨川の雇用促進住宅は入居率がまだ62.5%、都南が61.3%とか、高いところでいくと花泉西の雇用促進住宅は70%、釜石市の野田の雇用促進住宅は85%と結構入っているわけです。こういう人たちが逆に言えば立ち退きを迫られていると。重大な社会問題。ましてや沿岸は住宅不足なのですから、住宅不足の中で平成33年度までになくしますという、こういうやり方の撤回、見直しを求めるべきではないかということが一つ。

あともう一つは、第一義的には市町村に譲渡というふうになっています。この間、譲渡をした実績はどうなっているでしょうか。

○**工藤労働課長** まず、国の平成33年度までに譲渡、廃止される方針に沿いまして、国あるいは先ほどの独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から確認しているところでは、今入居している方々が住み続けられるように、市町村への譲渡、または民間売却を進めるというふうに聞いております。そして、昨年度まで市町村への譲渡について交渉するというところで進められてきておりましたが、市町村への譲渡が昨年度までで進まなかったところにつきましては、民間への売却を今年度と来年度で進めると聞いております。

そして、県としましては、いずれ今入居している方々が困らないようにしっかりと対応するようにと、退去についてもしっかりと説明するとか、不安のないように対応してほしいということを以前から申し入れているところでございますが、国としましては今住んでい

る方々が住み続けられるように条件をつけて民間への売却を進めるというふうに聞いております。例えば民間への売却に当たりましては、条件としまして、現在の入居者が10年間は継続して入居できるですとか、30年間は他者に転売しない等、条件をしっかりとつけて転売を進めるという説明を受けているところでございます。

それから、二つ目、これまでの市町村への譲渡の状況でございますけれども、県内の市町村では10の住宅、712戸が市町村に譲渡されております。

○斉藤信委員 私はせめて、沿岸被災地は住宅不足なわけですから、平成33年度という期限を決めていることについて、特例措置を求めるべきではないのかと思いますし、平成33年度までに民間含めて譲渡か売却にならなかった場合、一方的に住民を追い出すようなことがあってはならないと、これは可能性があるわけですから、そういうこともしっかり国に求めていただきたい。

それで、実は買い取ったところで、積極的な施策がされているということも触れておきたいと思うのです。高田一郎議員の一般質問でも紹介しましたが、この間、私は釜石市の野田市長に会ってきました。釜石市は、最近、昨年3月に譲渡を受けた平田の雇用促進住宅80戸、これを定住促進住宅にして、新婚家庭、Uターン、Iターンの方々に貸しているのです。家賃は月3万5,000円。新婚とU・Iターンの場合には、3年間1万円の割引です。だから、3年間は2万5,000円。本当に若者の定住を促進すると言うのだったら、市営住宅は低所得者対策ですから若者はほとんど入れないのです。こういう活用の仕方というのがあるのではないかと思います。釜石市のような定住促進住宅という形で活用している例はどうか、ありますか。

○工藤労働課長 今御質問の釜石市のような取り組みの例ということで調べましたところ、釜石市のほかにも、一戸町で旧雇用促進住宅を満18歳までの親族がいる子育て世帯向けの子育て支援住宅として活用して、町外から入居する場合には、3年間ですけれども、家賃を1万円減額する制度をとっているというところを把握しております。そのほかに花巻市、雫石町、大槌町においても定住促進住宅ということで活用されているという情報を把握しております。

○斉藤信委員 宮古市も定住促進住宅という位置づけのようですから、定住促進住宅という形でどういう活用されているか、後でいいので、正確に教えてください。

雇用促進住宅に1,023戸入居しているし、比較的条件のいい、まちづくりにとっても大変大事な役割を果たしていると思うので、一方的な廃止を絶対許さず、そして条件のあるところは、そういう形で自治体が若者の定住向けに活用する。住宅の確保というのは若者の雇用確保にとっては、決定的です。そういうことも含めて取り組みを進めていただくようお願いして終わります。

○高橋但馬委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○戸舘ものづくり自動車産業振興室長 工藤誠委員の質問の中で、県北広域産業力強化促進事業費補助の対象の中に自然科学研究所というものがございまして、これはこういった

ものかという質問をいただきましたけれども、例示をいたしますと、地震や有機合成、気象などのような理学系の研究所、あるいは産業技術研究所とか土木技術研究所、薬学、食品に関する研究所などが想定されています。

これは、本県の産業の高度化を図るために、こういった研究開発型の企業が必要だという観点に立って制度化したものでありまして、県内には製薬会社の工場が数カ所ありますので、その研究所の誘致ということも考えられるところではあります。ただ、企業立地促進奨励事業費補助金において、実際にその支給の対象となった研究所は今のところございませんで、当然ですが、今回新設する補助金に関しても、これは既立地の企業を対象にする補助金でありますので対象となるものはありませんが、制度上、企業立地促進奨励事業費補助金とパラレルの制度設計にしたということで御理解いただければと思います。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第11款災害復旧費第6項教育施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係、第11款災害復旧費第6項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池教育次長兼教育企画室長 議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

議案（その3）の8ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、10款教育費のうち1項教育総務費から7項保健体育費までと、9ページの11款災害復旧費のうち6項教育施設災害復旧費であります。これは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として10億9,376万円余を減額しようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の185ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の上から四つ目以降の被災幼児就園支援事業費補助から被災児童生徒特別支援教育就学奨励事業費補助までの3事業は、市町村事業の計画変更に伴う減額であります。

次のページ、186ページをお開き願います。3目教職員人件費のうち、上から三つ目の退職手当は、死亡退職者増などによる増額であります。

次の4目教育指導費のうち、下のページに参りまして、上から二つ目の児童生徒健全育

成推進費は、震災対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫補助事業の確定等による減額であります。

189ページをお開き願います。2項小学校費、1目教職員費の教職員費、次のページに参りまして、3項中学校費、1目教職員費の教職員費、下のページに参りまして、4項高等学校費、1目高等学校総務費の教職員費につきましては、それぞれ教職員の給与の所要額の確定見込みによる補正であります。

192ページをお開き願います。4目教育振興費のうち、下のページに参りまして、上から四つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費及び次の奨学のための給付金支給事業費は、支給対象者数の確定等に伴う減額であります。

次に、5目学校建設費の一つ目の校舎建設事業費は、老朽化した県立久慈高等学校の校舎改築等に係る設計委託料などの確定見込みによる減額であり、その三つ下の校舎大規模改造事業費は、小規模校舎などの耐震診断経費について国庫財源の活用により平成29年度分を前倒しで実施しようとするなどの増額であります。

195ページをお開き願います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費であります、三つ目の施設整備は県立盛岡となん支援学校の移転整備に係る今年度事業費の確定見込み等による減額であります。

197ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費であります、下から三つ目の学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助及びその下の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費は、市町村事業等の確定見込みによる減額であります。

198ページをお開き願います。2目文化財保護費の二つ目の文化財保護推進費は、被災した市町村の博物館が所蔵する文化財の修復や、安定的な保管に要する経費などの確定見込みによる減額であり、3目芸術文化振興費の上から四つ目の県民会館施設整備費は、県民会館の安全性を高めるため、地下ボイラー室等の天井に封じ込めているアスベストの除去に要する経費を補正しようとするものであります。

201ページをお開き願います。7項保健体育費、1目保健体育総務費の三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みによる減額であり、202ページに参りまして、3目体育施設費の二つ目の施設設備整備費は、希望郷いわて国体の成果をレガシーとして継承し、競技力の向上と地域活性化を図るため、県営運動公園への山岳競技施設の整備に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、少しページを飛んでいただきまして、215ページをお開き願います。11款災害復旧費、6項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費であります、県立高田高等学校の仮設グラウンド整備等の事業費の確定見込み等による減額であります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）に戻っていただきまして、21ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の表中、教育委員会の所管分は21ページから22ページまでの10款教育費のうち、4項高等学校費から7項

保健体育費までの8事業、8億3,728万8,000円及び24ページに参りまして、11款災害復旧費、6項教育施設災害復旧費の554万2,000円であります。これら繰り越し事業は、老朽化した県立学校施設の改築、県立学校校舎の耐震診断、県民会館及び県営運動公園の整備など、計画の調整に不測の日数を要したこと及び国の補正予算に対応する事業の実施などにより平成29年度に繰り越して執行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉進委員 予算に関する説明書の186ページで、先ほどの話の中で教職員人件費で退職手当、これがふえているということで5億2,100万円、先ほどの説明では死亡の方々がふえているということでありますので、数字だけでいいですから、ことしの小中高等学校、特別支援学校の現職死亡の人数がおわかりでしたら、昨年と比較しながらお願いしたいと思います。

○今野参事兼教職員課総括課長 今年度のいわゆる現職死亡でございますが、トータルで15人でございます。内訳は、小学校につきまして7人、中学校について2人、高等学校について6人ということでございます。昨年度との比較ということで申し上げますと、昨年度はトータルで5人ございまして、小学校が1人、中学校が2人、高等学校が2人ということでございます。

○千葉進委員 去年から10名ふえたということで、その傾向といいますか、何かこういうことだというようなことあったら、差し支えない程度でいいですからお願いします。

○今野参事兼教職員課総括課長 合計で15人ということでございますが、死因ということで申し上げますと、15人のうち12人が、悪性新生物、いわゆるがんによる死亡ということでございます。

○斉藤信委員 では、1ページ戻っていただいて、185ページのいわての学び希望基金奨学金給付事業費、これは1,444万円の減となっておりますが、現在の対象児童数。そして、これは丸6年たっていますから、今の小学校1年生が最後の対象者になるのではないかと思います。だとすれば、あと16年継続ということになるのか。年間の総額の給付額もあわせて示していただきたい。

○菊池特命参事兼企画課長 いわての学び希望基金の奨学金の受給者でございますが、2月補正後の人数で434人というように見込んでおります。当初457人と見込んでおりましたので、この人数の差、23人、その分の減額でございます。

委員御指摘のとおり、未就学児、震災当時ゼロ歳だった子供が小学校に入りますと、未就学児に対して給付しております保健福祉部の事業がなくなりますので、その小学校入学後、大学卒業までということでございますので、その期間、奨学金を給付することになります。本年度につきましては、奨学金の定期金にプラスいたしまして一時金、小学校に入学したときですとか、中学校に入学したときとか、そういう節目節目でも一時金を支給しておりますが、合わせまして2億1,400万円余と、今年度の執行額を見込んでおりま

す。

○**斉藤信委員** そうすると、ことしの奨学金その他の見込みが2億1,400万円。そして、これは来年の小学校入学生からですから、16年間は続くと、対象は減っていくと思いますけれども、そういうことになりますね。そうすると、大体見込みが出るのではないですか。みんなが大学を出るかわかりませんが、見込み額とすればどのぐらい総額かかるのか。

○**菊池特命参事兼企画課長** 奨学金に要する経費、トータルでございますが、その当時ゼロ歳だった子供が大学を卒業するまでの総合計で、現行の給付水準でいきますと約28億円程度というように見込んでございます。

○**斉藤信委員** 今後の総額が28億円。ではなくて。

○**菊池特命参事兼企画課長** 最初からです。

○**斉藤信委員** では、6年分を除くといくらになるのでしょうか。簡単に出ないでしょうから、後でちょっと6年分を引いて出していただきたい。

きのうも私が聞きましたけれども、いわての学び希望基金にはかなりの寄附も寄せられ、総額も多額のものになっている。しかし、奨学金だけでも、あと16年は継続していかななくてはならないということですから、決してあり余るものではないと思うのだけれども、奨学金の対象は被災遺児、孤児ですよね。最近の新聞報道や、さまざまな支援団体の報告を聞くと、例えば大学進学が不可能というのが被災地の困窮世帯で65%と、こういうのがありました。東日本大震災津波前の倍に家計の赤字がふえて、中退や塾断念が出ていると。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、石巻市と岩手県の山田町で新入学生の制服代を支援することを決めた。これは山田町だけでいいということにもならないですよ。この基本は、奨学金は遺児、孤児を対象にしていますが、全壊世帯その他、被災児童はいるわけだから、被災によって大学進学が65%不可能という、こういう事態にならないような支援策を考えなくてはならないのではないかと。無駄な事業はないと思うのだけれども、本当に困っている被災児童の進学を保障するということを基本に据えて、いわての学び希望基金というのは精査をされ、必要なところは拡充すべきではないかと思うのです。だから、21世紀何とかというところに、来年それを出すなんていう、こういうことはやめたほうがいい。困っている被災児童、遺児、孤児に限らず、そういうところにもやっぱり焦点を当てて、精査をし、必要な支援は拡充するということが必要ではないかと思うけれども、いかがですか。

○**菊池特命参事兼企画課長** 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのアンケートについては承知しております。小中学生に対しましては就学援助の制度がございまして、特に今山田町の例を御指摘いただきましたが、通常の就学援助は山田町10%程度弱ということでございますが、被災地特例といいますか、被災児童生徒就学援助事業、児童生徒に対して特に東日本大震災津波後に設けられた仕組みがございまして、それによりましてかなりの数、通常の就学援助を上回る11%近くの方々に援助している。大槌町であれば過半

数の方が受けているということで、義務教育に関しましては震災後に設けられた制度によりまして、十分に就学できる環境を整えていると考えておりますし、高校に関しまして高等学校授業料の不徴収、一部所得制限ございますが、低所得者世帯に対しましては奨学のための給付金、加えまして遺児、孤児に対しましてはいわての学び希望基金の奨学金、被災地の方々の教科書、制服代、修学旅行費、これは遺児、孤児だけではなくて、住宅の被害を受けられた方に対象を拡大して給付しているところでございます。

委員御指摘のとおり、いわての学び希望基金の趣旨というのは、被災地の子供たちの学びを支える、遺児、孤児の学びを支えるということでございますので、これまでも事業を拡大してきております。当初奨学金のみで開始したものでございますが、部活動に係る経費とか、そういったものも年を追って拡大してきておりますので、そういったものは引き続きやってまいりますし、被災地の需要を捉えまして適切に対応していきたいと思っております。

加えまして、現在国庫補助でやっている事業につきましても、この先国の復興期間が終わることによりまして、国の補助が終了することなども想定されます。そういった事業で引き続きやっていかなければならないものについては、いわての学び希望基金などを活用いたしまして、被災地の子供たちの学びの環境を引き続き支援していくという考えで進めてまいりたいと思っております。

○**斉藤信委員** 被災児童の就学援助を私も知っていますが、それでもこういうのが出ているのです。これをリアルに見なくてはだめだと思うのです。公益社団法人チャンス・フォー・チルドレンというところが東日本大震災被災地・子ども教育白書2015というのをまとめているけれども、震災後に貧困に陥った世帯の中高生は60.2%が大学以上の進学を希望していると。しかし、65%が行けないと言っているのです。だから、義務教育段階と大学進学 of 時期というのはまた違うわけだから。かかるお金も全然違う、入学金も違う。奨学金制度はあるけれども、入れないのです。そういうところをリアルに見て、必要な精査もしながら拡充も考える必要があるのではないか。具体的な問題提起をしているので、被災児童が希望する大学進学ができないということがないように必要な支援を検討すべきだと。教育長、考えてください。

○**高橋教育長** いわての学び希望基金を設けた趣旨については、先ほど課長のほうから答弁いたしましたけれども、当時200人近い遺児、孤児が発生したということで、これは未永く社会人になるまで大きな支援をしていかないと、日本を支える、岩手を支える人材が育たないということもございますし、何より未曾有の大災害の中で、これを何とかしたいということで、被災3県に先駆けて設置したということについては御案内のとおりでございます。

当初遺児、孤児対象の奨学金ということがまずもって念頭にございまして、条例でもその趣旨を明確にしているところでございますけれども、子供たち一人一人が育っていくためには、遺児、孤児だけではなくて、集団生活の中で育っていくというようなことで、い

ろいゝな事業、教科書もそうですし、運動部活動もそうですし、拡充してまいりました。それで、時がたつにしたがつて、さまざまな課題がまた出てくる。委員御案内のような状況についても、我々十分念頭に置かなければならないというように思っておりますけれども、そもそも寄附した人たちの気持ちに寄り添うことも極めて大事でございます、条例上どういふ整理をするかというやうな問題もございます。関係部局と条例解釈の問題については、改正等を含めまして、それは全県的な合意形成が必要でございます。教育委員会といたしましては、いづれ沿岸被災地の子供たちがしっかりと未来に向かつて成長していけるやうな環境整備というものを常々考えながら、また新しい事業等についても十分検討していきたいというやうに考えています。

○齊藤信委員 私は、きのうの議案の審議でもこの問題を聞きました。87億円余の寄附が集まって、19億円をこの間活用しているけれども、大体70億円、今残額があるわけです。だから、大変大きな支援の額だというふうにも思っていますから、一つは精査、そしてもう一つは本当に進学希望をかなえるという点で、必要な拡充の方向はないのかと問題提起しましたので、ぜひ真剣な検討をしていただきたい。

次に、退職手当について、私もお聞きしたいのですが、先ほど深刻な死亡の話がありましたが、退職者数はこの間どう推移して、今後どう推移していくのか、この見通しを示してください。

○荒川小中学校人事課長 小中学校の定年退職者につきましては、今年度238名、この数字が今後微増しながら10年間は続くと把握しているところでございます。

○小田島県立学校人事課長 県立学校についてでございますが、少し時間をいただいて申し上げます。

○齊藤信委員 小中学校もばふっとした答弁でしたね、この間の推移を聞いたのだけれども。今年度238人の退職者に対して10年間微増と。では、ピークはどこなのですか。

○荒川小中学校人事課長 現時点でピークまでは捉えていませんが、手元の資料ですと、平成33年に346人というところが出ています。ピークにつきまして、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。

○齊藤信委員 年齢構成がわかるから、10年ぐらいいは見通すことができるわけです。だから、平成33年の346人というのが今想定できるピークということですか。

○荒川小中学校人事課長 資料がないので、済みません。

○齊藤信委員 では、それはわかった段階で、高校と一緒に答えてください。これは、今後の生徒減少もあるけれども、教員確保の問題も切実な課題なので聞いた次第であります。

それでは次に、193ページの奨学のための給付金支給事業費、この実績を示してください。

もう一つは、学び直しへの支援事業費というのがありますけれども、この中身、実績を示してください。

○菊池特命参事兼企画課長 奨学のための給付金でございますが、これは平成26年度から開始されたものでございます。いわゆる授業料の無償化から、一部所得制限が設けられた

ことと引きかえといいますか、それとあわせまして、低所得者に授業料以外の教育費を給付しようということで、平成26年度から学年進行で進んでまいりましたので、平成26年度は1年生のみでございます、1,814人、平成27年度は1年生、2年生で3,276人、今年度につきましては1年生から3年生を対象にいたしまして4,428人、こうした人数に給付しているものでございます。

あわせまして、先ほど斉藤委員から御質問がございましたいわての学び希望基金のトータル、過去に支出した分、それから今後を含めた額を約28億円と答弁申し上げましたが、これまでに支出した金額につきましては、昨年度の決算額までのベースでございますが、約10億円でございます。この中には、奨学金そのものに加えまして、給付に要する若干の事務費、これは臨時職員の賃金ですとか需用費、役務費が加わっておりますが、昨年度までに約10億円支出しているところでございます。

○小田島県立学校人事課長 県立学校の退職者数の推移でございます。今年度、ここ数年でございますが、40名台に減っておりますが、これから徐々に増加していきまして、ピークは平成40年で100名を超える数という退職者数を見込んでいるところでございます。そこをピークにまた減少ということになる状況でございます。

○荒川小中学校人事課長 先ほどの小中学校の退職者ですが、ピークは平成35年、359名になりまして、それ以降、10名から20名程度、年々減少していく状況になります。

○佐々木特命参事兼予算財務課長 学び直しの支援の関係でございます。高等学校を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、制度としてやっている就学支援金の期間の経過後も継続して最長2年、授業料の支援を行うというものでございます。平成28年3月末現在での支援対象者が16名ということになっております。決算見込み額というか、予算の見込み額というところでは、55万7,000円の支出というふうになっております。

○斉藤信委員 小中学校は平成35年、県立学校は平成40年に向かって退職者がふえていくと。生徒減少があるけれども、教員採用もふえる可能性もあるということですね。

あと、先ほどの奨学のための給付金の給付額も後で追加して教えてください。

それと、195ページに盛岡となん支援学校の施設整備費、これは事業費の確定によって3億8,900万円の減となっているのですけれども、これは学校の機能として何か拡充するというものはあるのか、ないのか。いつ盛岡となん支援学校は新しい校舎に移行できるのか。そして、盛岡となん支援学校の現施設に、今度は特別支援学校を創設する計画も示されています。この計画は、私は盛岡市の状況からいくと、早く盛岡市内に新たな特別支援学校が必要だと思うけれども、その見通しを含めて示してください。

○菊池特命参事兼企画課長 奨学のための給付金の額でございますが、これは1人当たりの給付額が生活保護世帯であるかどうか、それから非課税世帯である場合、1人目のお子さんであるか、2人目のお子さんであるかによって額が異なっております。代表的な例で、非課税世帯の第1子で申し上げますと、本年度、年額で5万9,500円、それから第2子以降につきましては12万9,700円という額を支給しておりまして、単価につきましては年ごとに

一部改善が加えられてきております。今年度につきましては3億4,000万円余の支給になります。昨年度については2億1,000万円余というところでございます。

○佐々木特別支援教育課長 新しい盛岡となん支援学校の建物についてでございますけれども、現在の建物に比べまして、キャノピー、廊下、スロープ、身体障がい者用トイレ、多目的トイレ等の共用部分のスペースを広くとりまして、ゆとりのある空間、そして全体の床面積も1割程度増加するという構造になります。建物の設計に当たりましては、多様なニーズに対応できるように、安全、安心な移動しやすいユニバーサルデザインを基本とすること、さまざまな児童生徒の実態にそれぞれ応じてという意味でございます。非常時の避難など防災上の安全設備もこれまで以上に配慮したつくりにするということでございます。基本的には現在の学校にいる児童生徒がそのまま移動しますので、規模としては維持する形となります。

移動する時期でございますけれども、今のところ来年度の冬休み中に引っ越しができればということで計画しているところでございます。

跡地利用につきましては、既に御案内のとおりではございますけれども、盛岡みたく支援学校の狭隘化が現在大きな課題となっております。その解消ということを第一に、盛岡となん支援学校校舎を修繕しまして、知的障がいを対象とする特別支援学校を準備する予定でございます。今のところ計画としましては、盛岡となん支援学校があいてから、その後に設計、建築を進めることとなりますので、平成30年度に工事が完了すれば平成31年度から始めたいと思って検討しているところでございます。

○斉藤信委員 そうすると、来年の冬には移動して、設計は来年度になりますか、設計の予算は。今お話を聞いたら工事は平成30年度から、平成31年度には開校と。

○佐々木学校施設課長 設計予算でございますけれども、来年度、29年度当初予算に一千数百万円の予算を計上しております。

○斉藤信委員 私が言ったとおりかな。盛岡となん支援学校も充実するし、その後の施設は基本的には今の建物をリフォームして使うということでしょうから、かなりスムーズに進むのではないかと思います。

197ページ、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費1,913万円が減額になったようですが、この事業の中身と減額の理由を示してください。

○松下生涯学習文化課総括課長 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業についてでございますが、内容といたしましては、各学校で行っております放課後子ども教室ですとか、学校支援地域本部事業、また沿岸被災地で行っております中高生の学習支援といったようなものに使っております。これは、国からの委託事業ということで国庫補助事業で行っている事業でございますが、今回減額となっております理由につきましては、今年度から復興にかかわるいろんな支援制度が変わるということを昨年度聞いておりました、その段階では、昨年度まで国が直接大学等と連携していた事業を各自治体で次はやってもらうことになるかもしれないということで、その団体事業分を見込んでいたわけでご

ざいますが、実際に今年度実施する段階になりまして、引き続き国がそこは実施するといったようなことがございまして、その部分の減額というものと、あとは各市町村の事業計画の見直しといったところでの減額になっております。

○**斉藤信委員** 時間も迫ってきたので、まとめて聞きます。一つは、県民会館の施設整備費、これはアスベスト対策ということで突然出てきましたが、どういう経過なのか。あと、今回の工事で全てこれは解決するのか、しないのか。これが1点目。

あと、2点目は、児童生徒の指導費にかかわってスクールカウンセラー、巡回型カウンセラー、スクールソーシャルワーカー。スクールカウンセラーは、現在64名で、来年度1名増員予定。スクールソーシャルワーカーも、今16名で、2名増員予定というふうに聞いているのですけれども、特にスクールソーシャルワーカーは、子供の貧困問題を考えたら圧倒的に不足しているのではないかと思います。来年2名ふえるというのは前進ではあるのですけれども、今6人に1人が貧困という中で、学校と家庭を結ぶ取り組みというのが本当に大事だと思うのです。そういう点で、抜本的にそこを強化する手だてはないのか。

あと最後ですけれども、県立高田高等学校のグラウンド整備の予算が減額されて、仮整備で進むと、こういう話がありました。その中身について、恐らく今のクラブ活動に支障はないと思うのだけれども、今の仮設グラウンドの状況と、今後の本設グラウンドの整備の見込みだけ聞いて終わります。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 県民会館のアスベスト除去についてでございますけれども、今年度アスベスト除去の設計業務と耐震補強の設計業務を実施しておりまして、当初我々といましては平成29年度に耐震補強工事とあわせてアスベストの除去工事を行いたいと考えておったところでございますけれども、その後、国庫補助のアスベスト除去工事のメニューが今年度で終了するといったような状況がございまして、アスベスト除去工事につきましては前倒しして2月補正で予算化して提出させていただいているところでございます。現在地下ボイラー室等に封じ込められているアスベスト、これは平成元年の大気汚染防止法の改正に伴って封じ込め工事を実施しております。その後さまざまな制度改正もございまして、平成20年には天井材の一部にアスベストが使われているということが判明しておりますけれども、全てのアスベストを今回の工事で除去するということで考えております。

○**菊池生徒指導課長** スクールソーシャルワーカーについてでありますけれども、いわての子どもの貧困対策推進計画でいいますと、学校はプラットフォームという位置づけになっております。その中で、学校において、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、この役割というのは非常に重要でありまして、福祉関係との連携には欠かせないような状況になっております。現在でも一般社団法人岩手県社会福祉士会等と研修等で連携はしているところでございますが、平成26年度におきましては12名、平成27年度は14名、平成28年度は16名という形で、微増ではございますが、年度を追うごとに増員して学校のニーズに対応しているところでございます。

○佐々木学校施設課長 県立高田高等学校のグラウンドについてでございます。仮設のグラウンド整備につきましては、本年度をもって、第1弾といいますか、おおむねの工事が完了します。ただ、これからもう少し陸前高田市の区画整備事業の完成までに時間を要すると聞いておりまして、平成29、30年度に区画整理事業が終わると計画されているようですので、その後本設の環境整備、周辺の外構の整備ですとかを行って、完了というようなスケジュールになっております。いずれ現在かなりの部分のグラウンドの広さが確保できておりますので、生徒の利用には支障がないと考えております。

あともう一つ、今第2グラウンドに応急仮設住宅が建っておりまして、野球部の練習には少し不便が残るという形になっておりますけれども、これにつきましては応急仮設住宅の解消を待つということになりますので、関係部局ですとか陸前高田市と連携をとりながら、解消後速やかに利用できるよう調整してまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第68号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木特命参事兼予算財務課長 議案第68号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

議案（その4）の2ページをお開き願います。改正の趣旨、条例案の内容につきましては、便宜、お手元に配付しております議案第68号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例案の概要によって御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨であります。先般の台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る県立学校の入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料を免除できるように改正しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。台風第10号により住居の全壊または半壊、住居の流失、世帯の収入が著しく減少のいずれかの被害を受けた者に係る入学選考料等を免除しようとするものであり、あわせて寄宿舎料の規定について条文の整理をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日等ではありますが、この条例は公布の日から施行し、平成28年9月1日以後に納付された入学選考料について適用しようとするものであり、あわせて所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今年度、来年度、対象になる生徒数はどうなっていますか。

○佐々木特命参事兼予算財務課長 対象となる児童生徒数ということでございます。免除の対象となる住居の半壊以上の被害があった生徒数につきまして、市町村教育委員会を通じて調査したところでございます。中学校で108名、うち3年生が38名ということですので、直近では38名が対象になるかと思えます。また、小学校全学年では183名ということで、中高を合計しますと、大きく見積もって291名が対象になるかと考えています。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉進委員 短くやりますので、よろしくお願いします。きのうの一般質問ではいろいろ教育長に答えていただきましたので、その部分は省かせていただくとして、大きく三つ。

一つ目ですが、県立杜陵高等学校のヘリポートについてお聞きをします。過日県教育委員会の、多分施設関係者、あるいは財務関係者だろうと思うのですが、杜陵高等学校に行って話があったらしいのですけれども、ヘリポートをつくるということに関しては人命尊重という観点からも協力すると、ただしきちんと学校施設をそれなりにやっていただきたいという前提があったわけです。そういう面で、それにかかわる部分の防音とかエアコンについては、大体お願いしたとおりという答えをもらっているようなのですけれども、いかにせん新たに校舎内部のところでいろんなものをつくり直すということをやろうとしているようです。例えば食堂、ここを卓球場にしたり、トレーニング機器を置いたりというように。ではその間仕切りはどうするかといったならば、天井までやるお金がないと

ということのようですけれども、あくまでも人命尊重ということでお手伝いしますということでしたから、それなりに、お金がないという部分はあるにしても、これは県教育委員会だけの問題ではなく、保健福祉部分のほうもあるかと思うのですけれども、とりあえず教育環境をきちんと整えていただきたいという部分で、現時点でどういう説明をし、どういう進捗状況になっているのかお聞かせ下さい。

○佐々木学校施設課長 ドクターヘリのヘリポートの設置に当たっては、委員からお話あったとおり、教育環境を保持するという観点でしっかり対応させていただくところございまして、学校のお考えがそのまま実施設計に盛り込まれたと考えております。

それから、学校から格技場移転に伴って、お話がありましたとおり、格技場の中に設置されているウェートトレーニング等を行うトレーニング機器を、給食棟の未利用となっている部分に移設するように要望されております。これにつきましては、既存施設設備の利用改善に当たるものでございますので、これは保健福祉部のほうにお願いするというわけにはまいりませんので、教育委員会の予算、維持保全費の中で行うということで整理をさせていただいたものでございまして、現在改修の検討を行っているところでございます。

学校からの要望ですけれども、給食棟を完全に区分する工事を実施して利用したいというものでございましたけれども、実現には技術的な問題点があること、あとはおっしゃっていただいたような費用面での問題がございましたので、できるだけ学校の意向に沿いたいという気持ちはございますので、代替案を検討して調整を図っているところでございまして、引き続き学校とは丁寧な意見交換を行いながら対応してまいりたいと考えております。

○千葉進委員 ぜひそういう点で学校とうまくやっていただきたいと思いますので、ただやっぱり県教育委員会が出さなければいけないわけですか。何ともならないのですかね。よろしくお願いいたします。

二つ目です。先ほどの退職手当のことで、亡くなられた現職の方々が多いという状況、現場が多忙だということはおわかりだと思いますし、今野総括課長は大変だなと、いろんな部分でいろんな方々と折衝しながらというような形だろうと思うのですが、そういう中で部活動というところが今話題になっているところがあります。亡くなられた方々は15人ということで、がんという方々が多いようですけれども、やはり健康管理をきちんと管理職にやっていただきたいと、これがまず第1点です。管理職の方々は学校全体を束ねるというきちんとした意思を持って、そして子供たちのみならず職員の健康管理というような部分もやっていただきたいというふうに思うわけです。

そういう面で、部活動について、県では2月17日付で部活動休養日等についてという通知を出されて、高校と中学校ではちょっと違う部分があるようですけれども、クエスチョンの中で、こういうところがあります。クエスチョンの7で、教職員間で理解を共有するために留意すべきは何かと、最後のところに、教職員自身の意識を変えていくことも大事ですと。部活動命という人たちも大分いますので、意識を変えていかなければいけないと

いう部分は確かにあると思うのですが、そうなるためにもやっぱり管理職の方々が本当に徹底してもらわなければ困ると。そういう面で、クエスチョンの8のところでは、月80時間を超えるような場合には職場としての早急な対応が必要というような形の中で、管理職がきちんとしなければいけないよという部分があるわけですので、ぜひこれを徹底するためにも、県立学校の場合は県教育委員会、中学校の場合はそれぞれの教育委員会になるかもしれませんが、本当に徹底していただきたいと。病気を持っていても授業をやり、課外をやり、部活動をやりという、無理をしている人が大分いるわけですので、またそれがわかっていても結局暗黙のうちにという形になっていると。ぜひ、そういう方々へのものをやっていただきたいわけですが、そこについて、どなたに聞けばよろしいのですか、今野課長ですか、よろしくお願いします。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 委員御指摘のとおり、学校運営に当たって一番かなめとなるのは管理職ということでございまして、健康管理も含めて管理職の職責、責務、その自覚の徹底というものが非常に大事だということで考えているところです。管理職のための各種研修等もあるわけで、それから学校長管理、そういった各種のものを通じ、これまでもやってきたところですが、さらにその趣旨の徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

○**千葉進委員** この中で、校長はみずからのマネジメントの職責を自覚しとあるわけですので、本当に自覚していただいて、学校運営をきちんとやれるようにしていただきたいと思います。

それに付随する形で、過日の一般質問で教育長が答えた分でちょっとお伺いしておきたいのですが、外部指導員の導入ということにちらっと触れておられた。全体像として、どういう流れで、どういうふうに考えておられるのか教えてください。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 委員がおっしゃっているのは、部活動指導員という新しい制度だと思うのですが、国では部活動の指導顧問、それから単独での指導等を行うことができる部活動指導員というのを法令に位置づけまして、教員の負担軽減を図りつつ部活動における指導の充実を図る取り組みを進めることとしております。また、運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを平成29年度において国が策定して、その中で部活動指導員の詳細を示すということにしておりますので、県教育委員会といたしましては、国とか、それから引率等がかかわりますので公益財団法人日本中学校体育連盟（中体連）とか、公益財団法人全国高等学校体育連盟（高体連）等の動向を見ながら、この対応について考えていきたいということで、県が具体的にどういうふうなことというのは検討していないというか、全国のほうを見てという状況でございます。

○**千葉進委員** あくまでも国の動きでそういうのがあるということで、岩手県としてすぐ導入するものではないということですのでよろしいですね。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 平成29年度から即導入というものではございませんが、平成29年度中に国からその内容が示されるということですので、それをもって具体的にど

ういう動きをするかということでございます。平成29年度中に検討が始まるということで御理解いただければと思います。

○千葉進委員 ぜひ公にしながら、そこは皆さんの御意見を聞いて進めていただきたいと。拙速にもうすぐ導入というようなことではなく、平成29年度に検討したから平成30年度からやるということでもなく、ぜひそこはお願いしたいと。特に私の場合も土日なく部活動をやった人間ですけれども、必ず週に1度は休ませていました。部活動指導員の方は非常にありがたいと思うのですけれども、今の学校の中ではコーチという形で委嘱して、謝礼は年間微々たるものです。練習試合とかいろんなところに行くときには自腹で行っています。ですから、そういう面でこれをやるとすればお金はかかります。それから、教育的な部分を本当にきちんと理解してもらわなければ大変なことになるという部分あるかと思いますが。

あと、今中体連、高体連と言いましたけれども、各専門部、要するに一つ一つの部活動ですね、その規定といいますか、そういったことも確認しながら丁寧にやってください。例えばバレー部の場合ですと、ベンチに入るのは監督とコーチですけれども、監督は教職員と決まっています。外部の人は監督になれません。コーチで入ってもらったとしても、コーチはタイムをとれません。タイムをとるのは監督だけです。そのように専門部でいろんな規定があるかと思います。一生懸命やられて、それこそ生徒を引率して練習試合とかいろいろやっても、最後、試合のときには発言権がありませんというような部分があったりしたときに、やっぱり職員と生徒との信頼関係、これがその人にとってしまっていたというようなこともあつたりしますので、ぜひそういったところを理解しながらこは進めていただきたいと思います。ただ来年度、予算は幾らかついているのですか。

○八木スポーツ健康課総括課長 岩手県の部活動指導員に関する予算はございません。まだこれからの検討ということですので、予算は計上しておりません。

○千葉進委員 ぜひよろしくお願いします。

それとかかわってもう一つなのですが、唐突なことをお話しすることになるかもしれませんが。各現場、先ほど言ったとおり、病気をなかなか言えないでやっている人がいたり、あるいは生徒とのやりとり、あるいは保護者とのやりとりで、一人で鬱々としていて、鬱病になる可能性もあつたりしたときに、その人が相談する相手は、やはり仲間、管理職という部分はあるのですけれども、直接弁護士に相談したいというようなことがあった場合、県教育委員会に顧問弁護士がいるかどうかわかりませんが、各地域なり学校のところに、こういうことで悩んでいたならば、この弁護士がいますからそちらと話をしてくださいとかというように、すぐに管理職、県教育委員会というような形をくぐっていくのではなく、その人が本当に安心して話ができるというような形での、弁護士のようの方に相談できるようなことがあれば、また違ってくる部分があるかと思うのですが、そういうことを考えていることはないのか。あるいはそういうときに対してはこういう対応をしてもらうようにしているかというのがあったら教えてください。

○**菊池特命参事兼企画課長** 顧問弁護士ということで回答させていただきますが、県では業務上の法的な問題等への対応、個々に適切、迅速に行うために顧問弁護士を置いております。その窓口は総務部でございますが、県として置いておりますので、県教育委員会におきましても何かあった場合には顧問弁護士に相談して助言を受けているという実態でございます。（斉藤信委員「それは行政だ」と呼ぶ）今年度は1件にとどまっておりますが、昨年度などは学校の問題などにつきましても7件相談しておりますので、県の顧問弁護士に相談するという体制は設けているところであります。

○**千葉進委員** 今ちらっと斉藤委員が言いましたけれども、やっぱり県のと言われても、なかなか直接行きにくいですが、はっきり言いまして。地域のとか、あるいは管理職に相談してもというような思いがあったとき、ではどうすればいいのかというようなことがあったりするわけですので、そういったときに対応できる人を考えてはいないのかということです。これは、教育長よろしいですか。

○**高橋教育長** 千葉委員がおっしゃる話も、なるほどと思いつつお聞きしましたけれども、ただ一方で、いじめ問題もそうなのですけれども、やっぱり学校間での組織的な情報共有というのは極めて大事だと思っています。教職員個人で弁護士に相談するという動きが本当にいいのか、さっきの話の裏返しでございまして、その辺もあわせて検討していかないと、なかなか前に進まないのかというように思っています。

ただ一方で、組織的に県教育委員会事務局とも相談しながらやっていきますので、そのときに県の顧問弁護士を使う際には県教育委員会としてしっかりと相談に乗ってほしいという、そういうプロセスを踏む必要がございます。一教員から県の顧問弁護士に相談というのは、これは現実的にできない話でございますので、その辺どういう姿がいいのか、それは県としてやるべきなのか、あとは教職員で構成している団体の取り組みとしてやるのがいいかどうかということを含めまして、今後の検討課題にさせていただければと思っています。

○**千葉進委員** 最後にします。今の話はわかるのですが、大変失礼な言い方をすれば、やっぱり個人としていろいろ相談に乗ってもらいたいという部分があったりするかと思うのです。県教育委員会の方々にちょっと言いにくいという部分もあったりするかもしれません。そういった面でいろいろあるかと。要望ですが、他県でそういうようなものを取り入れたりしているかというような状況等を調べていただいて教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員** 私からは、最初に体罰に関連することで御質問したいと思います。今年度さまざま体罰に関連する事案が起きて、不起訴になっておりますけれども、その中で直接手を上げたわけではないけれども、暴言というところが焦点になっているものなどがありまして、暴言のどこまでが体罰というか、体罰に近い、叱責を超えてしまうものなのかというような、そういった線引きのところを県教育委員会のほうでは、教員の皆さんに徹底していらっしゃるのか、防止策としてやっていらっしゃるのかというところをお聞

きしたいと思います。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 体罰という場合については、身体に対する直接的な侵害行為ということで、暴言というのも非常に不適切な行為であることはそのとおりでございますが、一応暴言と体罰というのは範疇が別というくくりでございます。そういったことを踏まえてということではございますが、先ほど申し上げましたとおり、言動についても児童生徒の心を傷つけるという点では体罰と同等に不適切な行為ということでございます。いわゆるどこまでが暴言で、どこからが暴言でないかといったような線引きは、ケースによって判断する必要がありますので、なかなか具体的な線引きというのは難しい部分でございますが、いずれ暴言等につきましても、教職員に対して暴言が不適切であるという趣旨をきちんと伝えていくことに取り組んでまいりたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** 文書でいろいろと教職員の皆さんにお伝えしているというようなことはお聞きしています。管理職の方がコンプライアンスの宣言をされたりと、そういう防止策の取り組みをやっているのは私も承知してはしまして、私も暴言をしてしまった教員の皆さんと大体同年代なのですけれども、年代別で、やはり自分が育ってきたときと今の状況と全く違うわけです。自分の頃はよかったけれども、今の生徒たちはとり方が違うということが、文書だとわからないのではないかなというふうに思うのです。そうだと、防止策を幾ら文書で出したとしても改善しないのではないかなというような懸念がありまして、県警察本部では高齢の運転者に対する対策として、スケアードストレート講習とかいうことをやっているのですけれども、それはスタントマンが目の前でぶつかっているのを見て、こんなにすごいのだというのを身をもって感じるというので防止策をやっているのもやっているのです。暴言は、これぐらいはこの年代だと不登校になってしまったりとか、心身的に傷つくぐらいなのだというような、感覚的にわかるような研修などを研究して工夫していかないと、これから防止策というふうな形にはなっていないのではないかなと思うのです。これは先生を守るためでもあると思うのです。先生が育ってきた環境と今の子供たちが育ってきた環境と若干違いますので、感覚のずれを是正させるために、県教育委員会としてもそういった工夫をしながら防止策をやってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 体罰にしても暴言にしても、そういった事案が発生するたびに当該職員に対して詳しく聞き取り、事情聴取をやるという中で、大概の職員が頭では悪いことと理解していたけれども、これぐらいは許されるだろうといったような点で、心の部分ではなかなか理解できないといったような部分があるわけでございます。いずれどこまでという線引きというのは、非常に難しいわけございまして、具体的なイメージというのもなかなか難しい部分ではございますが、ただ一方で、ここまでは許されるというような、いわば甘えのような部分があるわけでございますので、委員がおっしゃったような具体的なイメージがつかめるような、そういった形での指導というものも今後考えていきたいと存じます。

○ハクセル美穂子委員 ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、高校再編の関係で御質問したいと思います。私の地元の県立雫石高等学校は、新たな高校再編計画後の2年目も40人を大幅に下回った志願者数ということで、去年で40人ぐらい。県教育委員会としては、残した学校に対して、数は決めてあるのですけれども、ソフト面の部分ですが、どういう具体的な対策をとられてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○木村高校改革課長 雫石高等学校に関してのお尋ねでございますけれども、昨年8月と11月に雫石町教育委員会及び雫石高等学校を訪問いたしまして、高校の魅力づくりと町としての雫石高等学校入学者に向けた支援の意向なり、あるいは志願者の動向なりという部分についての意見交換をさせていただいたところでございます。

雫石高等学校のほうでは、雫石町教育委員会と、そして雫石高等学校を支援する会とともに、盛岡管内の各中学校、そして隣接の秋田県仙北市の中学校訪問を行って、高校のPRに努めたということも確認しております。その中では、秋田県の中学校のほうからは、岩手県の高校で学ぶことによる就職先への期待というような声も示されたというように伺っております。

一方、雫石町教育委員会のほうと意見交換する中では、雫石町内の中学生の保護者は、地元ではなく、盛岡管内の高校に進学させる意識が強いというような傾向もあるというようなことなので、保護者の方々に雫石高等学校の現状について御理解いただき、安心して通っていただけるようにすることも重要ということで意見交換、連携を進めているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 今年度に入って8月と11月に意見交換をして、こういった雫石中学校の子供たちが入らないというようなことが現状である、盛岡管内のほうに行きたいという、その実際の原因というのは、話し合いの中でわかったのでしょうか。見えてきて、それに対しての対策というのは、その意見交換会の中である程度方向性が見えたものだったのでしょうか。

○木村高校改革課長 雫石町教育委員会といたしましても、雫石中学校、雫石町は中学校が1校でございますけれども、現在の中学3年生が152人いるわけですが、その方々を雫石高等学校にみんな通いなさいというふうなわけにはいかないものですから、町としても、町の魅力という部分について十分学べるというようなこと等で、こういう地域を担う人材を育てていくということが重要であろうというお話もあり、そして雫石町のほうには移住されている方々も多くおられますので、そういった方々から経験を聞いて、将来の職業とか生き方を学ぶ、考えていくようなキャリア教育の取り組みということを今後やっていったらどうかというお話もありましたので、そういったところを今後一緒に取り組んでいければと思っていますところでございます。

○ハクセル美穂子委員 町は、そういうふうな形で残してもらいたいという意図で、そういったこともお話ししていたと思いますが、県教育委員会として本当に残したかったのだ

ろうかというような疑問点も私は出てきてしまうのです。2年目で、やっと2回、意見交換会をしました。ただ、2年間、連続で定員割れというか、募集定員の半分に満たない場合は、来年度、次は募集停止とかになるのかというようなことも非常に皆さんが心配していらっしゃいます。1年目より2年目に、志願した人員が低下しているということは、その間何もしてこなかった部分が響いているのではないかというふうにも感じますし、もちろん町の意向もありましたけれども、県立の高校だということのをきちんと考えていただきたいと思います。

中学生の親御さんの中には、雫石中学校の生徒が行かない要因の一つとして、雫石高校は学力が低い子が行って、進学するためだったらやっぱり盛岡管内の高校に行かなくてはいけないというような気持ちがまだあるということで、どうしてもそういう方向になると。それであれば、たとえ中学校の先生が雫石高等学校に行きなさいと言っても、高校のほうでもそういった部分を改善して、地域のための学校という位置づけをはっきりと明確化しなければ、中学校の先生だって進学を勧められないのではないかと思います。その点について、高校再編、数の再編はしましたけれども、中身の再編がついていないのではないかと思います。その点はこの2年間はどのような形で、都市周辺部の高校の再編、中身の部分、ソフトの部分を取り組んできたのか、もう一回、お伺いしたいと思います。

○木村高校改革課長 高校再編計画のほうですと、昨年3月に策定したものではございますが、教育の質の保証という部分と本県の地理的諸条件を踏まえました教育の機会の保障ということ大きな柱として策定したというところがございます。雫石高等学校については、平成32年までの再編計画の中で学級減等の対象にはしていないというのは、盛岡ブロックの中の位置づけからいった場合、そして雫石町内の生徒の状況、これまでの状況というところを見た場合でまいりますと、そこまで急激に生徒が減るというようなことはないのではないかなというようなこともありまして、再編計画のほうでは学級減の対象にしていなかったというところでございます。

また一方、再編計画はそういうことにはなりますけれども、管理運営規則で、1学級40人とありますが、40人以上の欠員が生じた場合には学級減の検討が必要になるという条項がございますので、昨年は40人の欠員が生じたというところで、今回も推薦と志願者を合わせて23人という状況がございますので、これから2次募集等も考えられるかと思いますが、そういった状況等も注視しながら、雫石町における高校等と連携した取り組みというようなことも考慮して、十分に町、学校と意見交換を行いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

小規模な高等学校においては、学習面という部分では、普通教科における科目選択の幅が狭くなるというような制約がある中で、教員の加配措置等ということで、習熟度別の指導なり、あるいは生徒の進路希望に対応した指導ということで、雫石高等学校におきましても、進学、就職、それぞれの進路実現に向けて、それを生かす対応というところをやっているところではあるのですけれども、それを皆様のほうにどのように御理解いただく

かということ。

それから、学校の規模、生徒が少ないことによって、もっと大きい学校に行きたいというようなお子様の意向があれば、学校サイドとして、こういうふうに頑張りますと言っているところはあるにせよ、その生徒が少ないことをどのように解消していくのかとなかなか難しい部分もある中で、地域の学校を残すというところを地域と連携して取り組んでいかなければということでの再編計画という考え方でございますので、御理解を賜ればと思います。

○高橋但馬委員長 執行部に申し上げます。答弁は簡潔にお願いします。

○ハクセル美穂子委員 次の再編まであと4年しかない。5年間そのままにしておくわけにはいかないと私も思っていますし、4年というのは、高校の中身を変えるのは非常に短い期間なのではないかと、1年ずつでいくのに、4回しかチャンスがないというぐらい短い期間ですので、ぜひ集中して、やってらっしゃると思うのですが、よりよい形、残す意義というものをしっかり考えて取り組んでいただきたいと思います。これについてはこれでおしまいです。

次に、当初予算の関係で2点お伺いしたいと思います。一つは、先ほど千葉進委員がお聞きしたのがもしかして該当するのかなと思いつつ、違ったのかなと思ったのですが、運動部活動活性化推進費というのがございますよね。そちらのほうで地域スポーツ指導者という方々を部活動等へ活用を促進するというので予算が増額になっているのですが、地域スポーツ指導者は先ほど話した方なのかなと思っていましたらちょっと違うようですので、具体的にはどういったことをし、どういう役割の方なのかなということをお聞きしたいと思います。

○八木スポーツ健康課総括課長 先ほど千葉委員に部活動指導員のお話をさせていただきましたけれども、御質問の部分については、スポーツ庁の委託事業である運動部活動支援体制の構築のための実践研究という事業がございまして、その企画公募に申請しているところでございます。中身としては、外部指導員と学校の連携が促進される体制づくりに積極的に取り組む、そのような形のモデル事業ということでございます。事業内容は、総合型地域スポーツクラブや市町村の体育協会などの民間団体の協力を得ながら、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート等を部活動に派遣するというので、先ほど部活動指導員の話もございましたが、こういうモデル事業をやりながら、その課題を明確にしていくという事業でございます。

○ハクセル美穂子委員 地域スポーツ指導者の皆さんも、スポーツ医科学と連携して、休養とかそういったいろんな運動を取り入れたほうがけがが少ないとか、非常に有意義なことをやっていらっしゃいますので、そういった部分についても、地域の皆さん、わかっている方もいらっしゃいますけれども、まだそこまで理解が進んでいなくて、かえって地域スポーツ指導員の方のほうが部活動が長くなったなんていうことがないように、うまい形で連携していただければと思います。

もう1点は、縄文遺跡群世界遺産登録推進事業費についてですが、こちらのほうで、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた機運醸成の取り組みの実施とありますが、これについて内容を教えていただきたいと思います。

○松下生涯学習文化課総括課長 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けまして県内の県民の機運醸成を図るということを目的に、来年度本県独自の取り組みとして、県内4広域圏ごとに縄文遺跡群を中心といたしました世界遺産関連の巡回展示を計画しておりまして、それに必要な所要の経費を当初予算に盛り込んでいるところでございます。

また、この巡回展示に加えて、その中の予算で、公用車に北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に関する表示を行うということを考えておりまして、公用車を使ったPR活動というものを実施してまいりたいと考えているところでございます。

○ハクセル美穂子委員 私の地元の雫石町にも、ことし岩手県教育表彰をいただいた滴石史談会という歴史を愛好する団体がありまして、その中でも縄文遺跡は県北だけではなくて雫石町にもあって、遮光器土偶が見つかったりとか、興味ある方はたくさんいらっしゃるので、そういった史談会とかいった地域の歴史愛好者の集まりの中に、この北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取り組みというのはこういうものだというのを、出前授業ではないですけども、講師派遣みたいなのをやっていただければさらに、ちょっと離れたエリアでも機運が醸成されるのではないかと思いますので、ぜひそういった部分も取り組んでいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○松下生涯学習文化課総括課長 今御案内のございました、県内さまざまなところで歴史文化を研究する会とか、講演会とかが開催されていると思いますけれども、我々もそういう御依頼がございましたら、日程調整のつく限り、その場に出かけて、今の取り組みのPRというのをさせていただきたいと考えておりますので、今後関係団体とかの情報をいただきながら取り組んでまいりたいと考えています。

○ハクセル美穂子委員 私もそういったことをPRしながら、連携して頑張りたいと思います。

あともう一つ、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に関係してですけども、博物館の管理運営費の中で、子供たち向けにも北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録の内容というのをわかりやすく展示したりしていただけたらうれしいと思っています。博物館も子供たち向けのコンテンツを最近、チラシなんかも非常にわかりやすく作成していただいて、うちの子供たちも持ってきて、これに行きたいとか言ったりするようになりました。勾玉づくりとか、人気のものがあるのは私も存じていますので、そういった中で北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録についてもぜひ子供たちにもお知らせしていただきたいと思います。これは要望です。

○工藤誠委員 今ハクセル委員からも応援いただきまして、ありがとうございます。北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録についてお聞きしたいと思います。いよいよ平成29年度に世界遺産登録国内推薦5度目の挑戦ということで、今月中に推薦書を出すわけで

ありますけれども、この前の招集日の教育長の演述の中では、今度こそという思いということで取り組むという力強いお言葉もありまして、心強く感じました。

そこで、あと1カ月、作業が大詰めになっているのですが、現在の状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○松下生涯学習文化課総括課長 北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録につきましては、今月末に推薦書案を文化庁に提出するということで、現在最終調整を行っているところでございますが、昨年7月に文化審議会から九つの課題が示されておりますので、その課題解決を図るために、課題が示されて以降、関係自治体による推薦書改訂の会議ですとか、文化庁との協議を重ねてきておりまして、またあわせて専門家との意見交換を含めて、世界遺産登録に向けた推薦書の論理構築というのを進めてきております。今後、最終的に推薦書案の最終調整を行うということで、来週月曜日、6日には縄文遺跡群世界遺産登録推進会議を開催するとともに、その後本当の大詰めでございますが、ワーキンググループによる調整を行いまして、最終的な専門家からの御意見をいただいた上で、3月末に推薦書案を提出したいと考えております。

○工藤誠委員 いろいろハードなスケジュールの中で、ワーキンググループなどでは頑張っていたという話は聞きました。

そこで、以前にもお聞きしたかもしれませんが、9項目の課題が示されているということでありますが、今回の見直し作業に当たって、一番議論になったこと、それからまた9項目の中でどこが一番難しかったか、時間を要したこと、主な点で結構でございますので、それをお知らせいただきたいということと、そういう議論を経た結果として、今推薦書を最終的にまとめている段階でしょうけれども、どこの部分をバージョンアップしたか、どこの部分をPRできるように変えたのかということを教えていただきたいと思います。

○松下生涯学習文化課総括課長 昨年7月に文化庁の文化審議会から示された課題での大きなテーマといたしますのは、今北海道・北東北の縄文遺跡群が主張している価値をわかりやすく表現する、それを世界の文化が新石器文化という中で、縄文文化の特異性みたいなものをしっかり説明することというのが一つ大きなテーマとしてございます。

また、2点目といたしましては、今主張しようとしている定住の達成ですとか、環境適応というテーマをしっかりと構成資産との関係で主張していくように、論理構築を明確化することといったような点。

もう一点挙げるといたしますれば、今現在17の資産で構成しておりますけれども、それぞれの構成資産が主張しようとする価値にどのように貢献しているのかというのを明確にすること。

このような点が文化審議会のほうから示されている、解決しなければならない一番大きな点でありまして、やはりこういう点が専門家委員会等でも議論の中心となっております。

それで、今年度末に出す推薦書でございますけれども、先ほど申し上げた課題に対応す

るために、まず一つ目といたしましては、他の地域との比較を充実させる。縄文遺跡につきましては日本各地にございますけれども、現在北海道・北東北で構成しているということで、今縄文の専門家の中では文化圏というのが設定されておりますけれども、その文化圏との比較を充実させること。

そして、今の17構成資産が証明しようとする価値にそれぞれどう貢献しているのか、それをわかりやすくするために構成資産の特徴を簡潔にあらわすといったようなことを改訂しているところでございます。

また、三つ目ですけれども、最終的には世界遺産委員会に出す場合には英語バージョンで出すということもございますので、その英訳というのを念頭に置きながら、簡素でわかりやすい表現に改めていくということで、今現在推薦書の最終調整をやっているという状況でございます。

○工藤誠委員 課長の頭にはしっかり入っているかもしれませんが、一般の人たちが聞くとなかなか、それを理解して、ここがこうだということを納得するには難しいところがあるような気がします。最終的には文化審議会の先生方がしっかりと確認されるのでしょうから、それはそれでいいとして、これまで文化庁の担当調査官と、それから専門家の先生方と意見交換をしながら、課題解決に取り組んできたと思っているのですが、来週ですか、今月もう一度専門家委員会があるのですかね、そこで了承いただいて、そして内容を決定するということであります。

調査官なり専門家の皆さんとしては、これまでの見直し作業の結果についてどのような感想を述べていらっしゃるか、それを教えてください。

○松下生涯学習文化課総括課長 感想というのは、会議の場ではさまざま意見交換されておりますけれども、今までの検討の過程で、縄文文化を北海道・北東北の17の遺跡で代表しているということをどういうふうにわかりやすく、また学術的な裏づけをつけていくかと、そのところが一番重要なことだろうということで議論をしてきておりまして、そこはやはり専門的な知見、全国の縄文遺跡の状況をよくわかっている専門家ですとかから御助言をいただきながら論理構築しているところでございます。

文化庁につきましては、必ずしも縄文遺跡の専門家ではございませんので、世界遺産登録の担当のところと、世界遺産として出すときの論理構築の仕方といったところについてさまざま御助言をいただきながら、ブレインストーミングとしてまた別の表現の仕方もあるのではないかと、そういう助言をいただきながら、推薦書の内容を充実できるように、今最終調整をしているという状況でございます。

○工藤誠委員 いずれ課題が解決されたことを、議論されたことを、しっかりと専門家の皆さんとか、ワーキンググループの皆さんで確認していただいて、自信を持って提出してください。3月31日に提出するわけではないでしょうから、限られた時間でしょうから、よろしくお願いいたしますと思います。

それで、一つだけ確認させていただきます。平成29年度の文化審議会で国内推薦候補と

して審議されると言われているものは、この北海道・北東北の縄文遺跡群と、それから新潟県の金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群と、大阪府の百舌鳥・古市古墳群ということで、この三つが平成29年度検討されるよということによろしいですね。というのは、今暫定リストにはほかにも載っているわけです。その中から、今の時点で3月中に推薦書が出されるとかという情報は持ち合わせていますか。

○松下生涯学習文化課総括課長 今御案内ございました3件については、我々の北海道・北東北の縄文遺跡群を含めて、今年度末に推薦書が出るというのは承知しておりますけれども、文化庁が、広く暫定リストに載っている自治体に審議してほしい案件については3月末までに出すようにという案内を流しておりますので、現時点でそのほかが出てくるという情報は得ておりませんが、暫定リストに載っている、構成資産を持っている各自治体はどう動くのかというところ、詳細までは現時点では情報が入っていないという状況であります。

○高橋但馬委員長 おおむね午後3時になりますが、工藤誠委員の質疑終了後に休憩したいと思いますので、このまま続行させていただきます。

○工藤誠委員 早目に終わります。専門家の部分についてはお任せしますので、しっかりとやっていただきます。

それから、機運醸成ということでございます。県民運動を盛り上げましょうということで、4道県連携のもと取り組んでまいりました。昨年12月には県内でフォーラムがありましたし、国会議員の北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群世界遺産登録推進議員連盟の先生方も岩手県と秋田県の遺跡を視察されるということもありましたし、1月は東京でフォーラムがあったということです。そして、今度の12日ですか、青森県の三内丸山遺跡で北海道・北東北の縄文遺跡群世界遺産登録推進期成会が開催されるということで情報提供をいただきました。このことに対して、県としてどういう対応を現時点でお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○松下生涯学習文化課総括課長 3月12日でございますけれども、国会議員の議員連盟の方々が青森県の遺跡を御視察されるということもありまして、それに合わせて4道県でやっております縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の期成会というものを開催するという案内が来ております。県教育委員会といたしましては、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の副本部長である教育長がその場に出席することで、今調整をしております。4道県連携して取り組んでいけるように、最終的に一致団結して取り組む場でございますので、出席したいと考えております。

○工藤誠委員 それと、平成28年度は4月26日に文部科学大臣、それから文化庁長官のほうに、4道県、それから構成自治体の皆さんで要望活動をしているわけですが、今3月ですから、何か4月中の動きというものはあるのでしょうか。

○松下生涯学習文化課総括課長 4月、提出して以降ですけれども、今まで提出して以降、4道県を含めて、文化庁、そして文部科学省等への要望活動を例年行ってきておりますが、

来年度も行うことになるとは思っておりますけれども、まだ具体的な日時等までは連絡が来ていないという状況でございます。

○**工藤誠委員** では、まずこのことについては頑張ってくださいしかないので、5回目、よろしくお願いいたしますと思います。

それで、新年度予算のことでちょっと伺います。平泉文化遺産ガイダンス施設整備事業費3,800万円ですか、基本設計を行うということで計上されているようですが、ちょっと私はよくわからなかったのですが、これから基本設計するわけですから事業費等は今後はじくのかもしれませんけれども、おおよその事業費とか、設置場所、財源、内容、それから運営、県営でやるのでしょうかけれども、その具体的な内容についてお知らせください。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 来年度の当初予算で平泉文化遺産のガイダンス施設の整備の設計ということで計上させていただいているところでございますけれども、このガイダンス施設につきましては、平泉文化遺産が世界遺産登録されたときの推薦書にガイダンス施設の整備というのを位置づけておりまして、今後の拡張登録に向けた取り組みを現在行っておりますけれども、拡張登録に向けてその整備を具体化していくということで、来年度に基本設計の予算を計上させていただいているものでございます。

設置場所につきましては、県が今管理、発掘調査等を行っている柳之御所遺跡がございまして、そのところに現在、バイパス整備のときに国土交通省がつくった資料館があり、それを譲り受けて今資料館として活用しているわけですが、その資料館が建っている土地にガイダンス施設を整備したいということで検討しているところでございます。具体的に面積とか事業費が幾らになるのかというのは今後精査していくという状況でございます。また運営体制につきましても、指定管理方式または直営方式、さまざまあると思いますが、メリット、デメリットを勘案しながら、整理しながら、同時並行して進めてまいりたいと考えております。

○**高橋但馬委員長** この際、10分間ほど休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋但馬委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。

○**斉藤信委員** 最初に、新聞報道にもなっている2月1日に県立福岡高等学校で傷害容疑で講師が逮捕された事件ですが、最終的には不起訴になったということですが、新聞報道を見ると、県教育委員会は任意調査の限界として保護者に警察へ被害届を出すよう勧めたと、ちょっと聞いたことのないような例であります。釈放されて事情聴取もしたと思うので、この傷害のてんまつ、事実はどうだったのか、そのことを最初にお聞きしたい。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 当該教員については、委員御指摘のとおり、先日釈放されたということで、現在聞き取り、事情聴取を進めているということでございまして、その結果については現時点では差し控えさせていただきたいと思います。

○**斉藤信委員** それではだめなのです。新聞報道では、けがは過失によるものという判断だったけれども、本人は体罰というか、みずからやったということは否定していたと。しかし、警察の捜査に、逮捕容疑については認めたということではないのですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 基本的な容疑事実、いわゆる運動用具、剣道の胴でございしますが、それをつかんで投げつけたという基本的な中身については認めているということでございますが、それ以上の詳細については、現在聞き取り調査した上で判断いたしたいと考えておりますので、そういうことで御理解願いたいと思います。

○**斉藤信委員** これは極めて重大なのです。学校の調査、県教育委員会の調査に対しては、故意ではないと。しかし、警察の捜査に対しては、逮捕容疑を認めた。投げつけたと、投げつけて傷を与えたということ、これ全然違うのです、当初の言っていることと。そういう意味では極めて重大で、恐らく県教育委員会もそこらの判断ができなかったから警察に訴えてくださいということになったのだと思うのです。当該講師が最初の調査に真実を明らかにしなかったと、このことは極めて重大で、県立盛岡第一高等学校の事件も私は取り上げましたけれども、教師が事実を伝えないということがこの問題を深刻にするという、そういうことなのだと思うのです。

そして、学校の調査が不十分だったと。警察は、ちゃんと裏づけ捜査をしたからやったのです。学校は、まともな調査をしていない。同じクラブの部員を調査したらわかったはずなのです、見ていた人がいたのですから。県教育委員会に相談があって、県教育委員会も調査したけれども、そこまでやらなかった。盛岡第一高等学校の事件と余りにも似ていて、そういう学校の調査、県教育委員会の調査が不十分だったためにこういうふうになったのではないですか、いかがですか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 委員御指摘のとおり、当初の講師の申し立てと、現時点での警察に対する供述が違っていたということについては、事実としてそのとおりということではございますが、ただそれを講師本人が隠し立てというような意図でそういったことを言ったのか、あるいは興奮の状態でというような申し立てもありまして、そういうことで記憶がはっきりしなかったのか、それを含めて現時点で事情聴取をしているということでございます。

それから、学校の調査につきまして、周りの生徒に対する聞き取りはともかくとして、被害生徒そのものにも聞き取りをやっていなかったということでございまして、それについては極めて不十分だったと考えております。

その後、県教育委員会で聞き取りを行い、その時点で被害生徒に対しても聞き取りを行ったということでございまして、今回この事案については、継続的な事案ということではなくて、単発の事案ということでしたので、その時点では被害者、加害者、双方の当事者に聞いた上で判断するということで、それで適当だろうといったような判断をさせていただいたということでございます。結果として、事実が十分確認できなかったということについては、反省すべきと考えておりますが、その時点ではそういう判断をしたということ

でございます。

それから、警察への相談という経緯が、確かにあったわけですが、それにつきましては、当初の講師の供述が、いわば胴が全く想定外の方に飛んでしまったというものだったが、改めて県教育委員会から聞き取りをする段階では、実は至近距離で胴を後ろからたたいて前に飛んだというような、そういった供述の変更があったということがございまして、そういったことを踏まえて、当初は偶発的な傷害というふうに捉えておりましたが、県教育委員会としても傷害罪、刑法にも触れるといったようなこともあり得るのではないかとということで警察に相談したということでございます。

○**斉藤信委員** シンプルな問題なのだから、うだうだ弁解がましく言うべきではないですよ。これは、学校や県教育委員会がクラブの生徒をきちっと調べていたらわかることなのです。言うことが違った場合に、周りをちゃんと調査するということが第一義的な対応なのです。当事者同士だけで決まらない問題があるのだから。あなた方は、盛岡第一高等学校の問題の教訓を全然踏まえていない。大事なのは最初の調査なのです。そして、教師、講師が最初から事実を言わない場合があるということも踏まえてやらなければだめだと思います。そういう点で、今回もまた学校や県教育委員会の対応が不十分だったと言わざるを得ない。

そして、結果的にこの生徒は転校せざるを得なかったわけです。残念なことです。そういう意味で、これだけ大きく報道もされて、学校、県教育委員会のイメージも本当に大きな打撃を受けたと思います。こういう事件のときには最初の事実の調査をしっかりと。そして、今回の場合、二転三転したということも問題なのだから、厳正に対応していただきたい。

二つ目、今年度の県立学校におけるセクハラ、パワハラの事件というのはどのぐらいありますか。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 今年度につきましては、セクハラ、パワハラという事案については承知をしていないところです。

○**斉藤信委員** 承知をしていないと言ったらだめですよ、あるのだから。そういう答弁をあなたがすると、私は具体的に指摘せざるを得ない。県立学校において、セクハラによって処分された事案があるでしょう。

○**今野参事兼教職員課総括課長** 懲戒処分を行った場合につきましては、直ちに公表するというのが原則でございまして、基本的にそのとおりやっているということでございますが、これは一般論としてということですが、いわゆるわいせつ等、セクハラを含めまして、そういった事案につきまして、そういった事案がいわば流布することに至り、被害者が二次的な被害を受けるというようなことが強く想定される場合、なおかつ被害者が公表することを強く望まないといった場合については、これを公表しない場合があり得るということとはございます。

○**斉藤信委員** 公表しないことと、パワハラ、セクハラがあったかないかということとは

別の問題でしょう。私は特定の学校を言っているのではないのだから。違いますか。あったものをないと言ったら間違いでしょう。違いますか。どういう処分をしたのか。その教訓をどういうふうにあなた方は生かそうとしているのか、そのことを教育長にお聞きしたい。

○高橋教育長 今教職員課総括課長が答弁いたしましたのは、公表のあり方としての基本的な考え方を申し上げたわけでございまして、具体的なその例といたしまして、そういう事例があり得るということについては、御指摘のとおり否定するものではございません。いずれさまざまなハラスメントが起きる可能性はございますので、それに対しては今後とも厳正に対応していきたいというように思っています。

○斉藤信委員 公表しないことと存在を否定することは違うのだと思うのです。結局そういう事件があったのに覆い隠してしまう、これは隠蔽です。教訓が全然伝わりませんよ。だから、被害者が特定されないように慎重に配慮は必要だけれども、極めて重大な事案なのだから、私はこういうものを二度と起こさないという教訓を徹底しなければだめだと思います。教育長、いかがですか。

○高橋教育長 本県で起きたさまざまな事案については、事例集でありますとか、さまざまな研修の場、会議を通じながら、具体的な内容について今後とも徹底していきたいと思っています。

○斉藤信委員 いずれにしろ私のところに告発があったから取り上げたのです、隠蔽されているのではないかと。隠蔽というふうに見られたら、これは問題の解決に逆行するのです。だから、被害者の人権を最大限尊重しながら、しかしきちんと隠蔽しないで解決する方策というのをやるべきですよ。私が聞いても、ないなんていう、あるものをないなんて言ったら、うそを言うのだから、そういうのを隠蔽というのです。これは、私も立ち入ってこれ以上は聞きませんが、極めて重大な事案なのだから、本当にパワハラ、セクハラをなくす、そういう立場でしっかり対応していただきたい。

次に、部活動の休養日について私もお聞きをしたいのですけれども、私はこれは画期的なものだと思います。県立学校では週1日以上を休養日と設けると。留意事項としては土曜日、日曜日のいずれか1日以上を休養日とすることが望ましいと。これは本当にしっかり徹底していただきたい。中学校はどうなっているかという、平日週1日及び第2日曜日、第4日曜日を休養日とすると、これちょっと表現が違うのですね。これは、中体連のさまざまな日程などを調整して、第2日曜日、第4日曜日は休養日にするという具体的な指示です。だから、県立高校と中学校でなぜこういう微妙にずれが出たのか、そのことを示していただきたい。

あともう一つは、これは関係者がよく理解、納得してやるということがすごく大事なのだと思います。こういう休養日をとるということが科学的にも合理的にも、クラブ活動の強化にとっても前向きな取り組みだということをいろんな形で明らかにしながらやっていく必要があると、健康面はもとより。大体プロ野球の選手だって毎日投げないのだから。

エース級なんて4日、5日に1日でしょう。スポーツ医科学的な合理性、科学性、そういうものを理解していただきながら進めると。

一番の障害は経験主義です。俺はこういうふうにやられてきた、大学でこういうふうに教えられてきたとかという。あと、子供たちには経験主義しかないのです。子供たちには、自分の学校での経験しかないのです。これは本当狭いものなのです。だから、一流、一級のそういうところで、どう合理的な活動をしているかということも紹介しながら進めることが必要だと思うけれども、いかがですか。

○今野参事兼教職員課総括課長 委員御指摘のとおり、中学校に対する通知の内容と高校の場合の通知の内容に相違があるということにつきましては、各関係者も入って、協議の場の中で、話し合った上で今回についてはこういった形にしたということでございまして、いずれ中学校、高校の部活動の実情の違いというものも踏まえて、まずスタートとしてはこういった形でやらせていただいたということでございます。

それから、関係者の理解ということについては、そのとおりと考えておりまして、いずれ県教育委員会から一方的にこういった形でやるといういまいしても、保護者、指導者の方によりまして部活動に対する温度差といったようなものもあるかと思っておりますので、そういった方々を含めて、いずれ休養日の必要性というものを丁寧に説明してほしいという旨を今回の通知の中でも明示をして、具体的なやり方も示して、通知を発出したということとございまして、いずれ部活動の実施状況についても把握しながら、指導、助言を行っていきたいと考えております。

○八木スポーツ健康課総括課長 部活動の効率的、効果的な指導については、今までもやっていますけれども、次年度も中学校、高校の部活動指導者に対して、医科学面の研修会等を実施しながら部活動のあり方を考えますし、また、当課に医科学担当がおりますが、中学校、高校を回って医科学の普及をしておりますので、それを次年度、継続して実施していきたいと考えております。

○斉藤信委員 次に、高校再編にかかわって、千葉進委員も本会議で取り上げた県立葛巻高等学校の問題について。葛巻高等学校の今年度の志願者数を見ますと、連携型の志願者で27名、推薦が1名、そして試験の志願者数が23名、こういうことになって、応募者数の段階で2クラス分を確保するということになっているのです。ところが、葛巻高等学校は高校再編計画では来年度から1学級減なのです。2学級から1学級になると。本当に地域が一丸となって、こういう形で山村留学の成果も上げ、地域の周りからも葛巻高等学校に進学しようという、こういう取り組みがある中で、次の年度に1学級減というのは、地域の取り組みを踏まえて見直すべきではないのかと。教育長の答弁は適切に対応すると、適切というのはよくわからないのだけれども。いかがですか、こういう地域を挙げた取り組みが成果を上げているところは、今2学級が維持されているなら、やっぱり2学級を維持すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○木村高校改革課長 ただいま斉藤委員のほうから来年度というお話がありましたが、再

編計画のほうでは平成30年度となります。教育長からも本会議でお答えしたとおり、葛巻高等学校におけるこういう定員の充足状況ということ、そしてふるさと振興に向けた取り組みというようなことで、山村留学というような取り組みもやられているわけでございます。それから近隣の学区外の市町のほうからも志願したというような状況、そして連携型の中高一貫校というようなこと、また来年度の町内の中学校卒業者が45人という状況がございますので、そういったこと等もあわせて考慮の上、町、学校と十分意見交換をしながら対応してまいりたいと思っています。

実際の平成30年度の学級編制ということになりますと、これまで同様、8月上旬の閉会中の常任委員会でお示しして、10月中旬の教育委員会議で正式決定するという流れになりますけれども、十分検討した上で適切に対応してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** かなり前向きに受け取ってよろしいわけですね、その適切という意味。地域の努力に応えるというニュアンスで受け取っていいというふうに私は今の答弁を認めました。違っていたら、また答弁してください。違っていなかったら、そのままです。

○**高橋教育長** 本会議でも申し上げましたが、適切にということでございます、それ以上でもそれ以下でもございません。

○**斉藤信委員** 高校改革課長もかなり具体的に答弁しましたので、ぜひ、こういう地域の努力にはしっかり応えるということも私は大事だと思うので、よろしくお願いをしたい。

次に、盛岡市が今進めている野球場について、盛岡市は基本構想を出したのですが、プロ野球の試合ができるような、そういうものを県と一緒にやりたいと、こういうことで具体的にボールが投げられました。これにどういうふうに県は応えるのか。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 野球場の整備についてでございますけれども、委員御案内のとおり、盛岡市と共同整備を検討しておりまして、具体的には市が来年度に実施する民間資金を活用した手法を導入する可能性調査の結果を踏まえて判断していきますけれども、この調査についても県のほうで補正予算をとって、共同で民間を活用した手法導入をともにやっていくという形になっております。

○**斉藤信委員** 今補正の話ありましたが、きょう説明のあった補正予算の中にその調査費が入っていると。

○**八木スポーツ健康課総括課長** はい。

○**斉藤信委員** そういふのはちゃんと説明してほしいね。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 国庫のほうですが、民間資本金活用事業調査費補助というのがございまして、市のほうで手を挙げていたのですが、これが採用になる見通しでございます、それで県は、案分によってですが、12万円ほど。国のほうが随分大きな1,000万円ほどの補助を見込んでおりますので、そういう形で今進めさせていただいております。

○**斉藤信委員** これで最後にしますが、今の県営野球場というものの現状、耐用年数とか、これはどうなのですか。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 委員の皆様は御存じかと思いますが、50年ほどたってい

る施設ですので、新しい野球場を今構想ございますが、それとあわせて検討していきたい。県営施設のあり方検討を今しておりますので、その中で検討していきたいと思っております。

○小西和子委員 まず、先ほど現職死亡のことで退職手当が出た人数ということでの質問があったときに15人と答えましたが、私がいただいた資料では18人なのです。3人というのは臨時採用教職員ということよろしいですか。

○今野参事兼教職員課総括課長 先ほどについては、退職手当の予算の関係での説明ということでございましたので、いわゆる退職手当の支給対象外の講師の分は含まれていなかったものでございます。

○小西和子委員 さまざまな方からお聞きしましたところ、講師の中には、私の次女の年齢と同じ37歳で亡くなった方もいらっしゃるのです。講師を十数年間続けているわけです。講師、臨時採用教職員の定期健診等はどのようになっているかを伺いたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 講師につきましては、任用する段階で定期健診ではなく健診をして、就業可という診断書に基づいて任用しているという状況でございます。

○小西和子委員 小中学校の場合は、なぜか毎年職場が変わるのです。高校の場合は何年間続けても可なのですけれども、毎年毎年ほかの職場に移らなければならない。それだけでもかなりのストレスだと思うのですけれども、長く勤めている方には、希望者の方にももう少し、正規の教職員のような定期健診等が行われたらよかったのではないかというふうに私は思いました。さまざま仕組みがありますので、急には難しいと思うのですけれども、余りにも臨時採用教職員の数が多過ぎます。県立学校と小中学校で2,000人弱ですよ。ですから、健康管理の面で、そういうような定期健診を行うようなことを検討してほしいと、これは要望です。

次に、1月16日の教育委員会定例会議での議論の中で、性別で分ける名簿のほうがよいといった発言があったやに聞いております。大問題です。平成28年度第2回県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換会の資料というのをいただきまして、その中で性別で分けない名簿の導入の検討についてというわかりやすいものをいただきまして、こういうことを、教育委員の皆さんというのは、教育を進めるということに逆行するようなことを言う人はいないはずなのですけれども、そういう方にもわかりやすくお話をさせていただければと思います。さまざまな条例がございます。

全国的には直近で実施率は81%になったのです。岩手県は小学校が36.5%、中学校が16.0%、高等学校が56.3%で、足をいっぱい引っ張っているというのが実情でございます。そこで、性別で分けない名簿の導入についての教育長の決意を伺いたいと思います。

○高橋教育長 先ほど教育委員会会議における議論の話がございました。教育委員会の構成は、さまざまな現在の仕事でありますとか経歴でありますとか、バランスよく選任していただいているところですが、そういう中でいろんな意見をざっくばらんに交換す

るというのは、それは必要なことだというように思っております。そういう中で、かつての実際学校現場にいた経験からすれば、そういう話も当時はあったというような趣旨のもとで発言されたというふうに理解いたしております。

それで、基本的な名簿の方向性につきましては、これまでの小西委員の御質問に対してお答えしてきたとおりでございまして、具体的には県立高校のほうで着実に成果が上がってきているというような動きがございまして、名簿につきましては、男女共同参画を進めるということもございまして、学校関係者の理解と合意形成の上で着実に進めることが大事だと思っております、これまで受けております勧告等の経緯等も踏まえながら、その共感を得られるような取り組みを推進していきたいというように考えております。

○小西和子委員 ついこの間まで重要な役をしていた方の発言ですので、これは問題だなというふうに私は思います。

それでは、本論に入ります。17日の常任委員会で教育委員会の質疑があるかどうかかわりませんので、きょう聞きたいと思います。2017年度の教職員の配置方針、それから加配の方針、この間復興加配については人数をお聞きしましたけれども、全体の加配の方針ですね。これまでの加配との違いについて、まずお伺いしたいと思います。短くていいです。

○荒川小中学校人事課長 2017年度の教職員の配置方針ですが、県教育委員会の人事異動方針に基づいて人事異動を進めております。引き続き、東日本大震災津波からの教育の本格復興に向けた取り組みの推進を第一に掲げ、防災教育を初めとする岩手の復興教育を着実に推進するための人事配置に努めました。さらに、学力向上、いじめ、不登校問題など、学校における諸課題により力を入れて取り組みを進めるとともに、次世代の学校創生に向けて、組織として教育活動に取り組む体制をつくり上げていくために、所属長のリーダーシップによるマネジメント機能の強化や主幹教諭、指導教諭の配置促進等、適材適所の配置に努めたところでございます。

続いて、加配でございますが、国からの加配については、これまでどおり指導方法工夫改善の加配や、児童生徒支援、研修のための加配等が措置されております。ただ、来年度から国の加配の一部が基礎定数化されることになり、指導方法工夫改善加配、それから通級指導加配が児童生徒数に応じて措置されることとなっております。ただ、これまで措置されている加配の数と基礎定数化された来年度の数に若干の増減はあるものの、大きな差異はないということで加配定数が配置されているところでございます。

○小西和子委員 沿岸部の教職員に伺いますと、沿岸部出身の教職員がすごく少ないのです。例えば釜石地区あたりだと2割程度。しかし、ルールに従って他管内に動かなければならないとかということがあるのですけれども、私が思うに、被災した地元の教職員というのはすごく大事だと思うのです。無理やりルールだからといって動かすというようなことではなくて、被災地で中心となって復興にかかわるほうが子供たちにとってもよい影響を与えるのではないかというふうに考えますので、御配慮をお願いいたします。

それでは、少人数学級のことに移りますけれども、2016年度、今年度の小学校3年生、

4年生、中学校1年生、2年生の少人数学級導入の学級数、学校数イコール学級数ですね、大体、そうではないのですか。その学校数、学級数、それから導入に至らなかった学校数、学級数と理由をお伺いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 まず、学校数と学級数が違うのは、学校によっては5クラスあって、そこが35人になると掛ける5になりますので、そういうところで学校数と学級数が違ってきます。少人数学級導入の学校数、学級数についてであります、小学校3年生で19校、59学級、4年生で20校、60学級、中学校1年生では35校、149学級、2年生では24校、97学級となっております。

次に、実施しなかった学校につきまして、小学校3年生で4校、4年生で8校、中学校1年生では5校、2年生では11校であります。その実施しなかった主な理由につきまして、これまで取り組んできたチームティーチング（TT）や習熟度別授業などで成果を上げており、少人数指導をこのまま継続したいという学校、それから縦割り班での集団の機能を維持したいと、学級数をそろえたいということです。そういうことが理由として挙げられております。

○小西和子委員 それでは、念願の中学校3年生、来年度から少人数学級ということになるわけですが、予定の学校数、学級数についてお伺いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 来年度の中学校3年生につきましては、現時点で35校、149学級が35人以下の学級となる予定でございます。

○小西和子委員 その学級には加配があるのですか。

○荒川小中学校人事課長 加配ということではなく、基礎定数の中で教職員が配置されるということでございます。

○小西和子委員 ということは、TTとか少人数指導の方の中から担任が決まるというようなことでいいわけですね。

○荒川小中学校人事課長 必ずしも機械的にそうなるわけではなく、県としての教職員の配当基準表というのがあります。学級数に応じて配当基準が決められている。それで、配当基準表によって1学級が単純にふえる学級数と、一つだけがふえると2学級ふえる配当基準もありますし、3学級ふえるという場合もあるので、必ずしも一つということではありません。

○小西和子委員 仮にTTと少人数指導の方のどちらかが担任ということになると、TTだと週20時間勤務ですよ。中学校の先生方。担任となると、週29時間勤務で、9時間オーバーするというふうに私訴えられたのです。それをみんなでまたやりくりしなければならないので、やっぱり忙しくなるというような話がありました。そのことにつきましては、現場の実態を把握して、何とか現職死亡を出さないように、精神疾患を出さないように御配慮を願いたいと思います。

次に、さまざまなサポートがあるかと思います。すこやかサポート、生活指導サポート、そういうサポートの配置基準と学校数、学級数について伺います。

○荒川小中学校人事課長 すこやかサポートは小学校のサポートでございますが、配置基準につきましては、30人超学級を有する学校で、原則少人数指導加配が入らない学校、それから14人から16人の複式学級を有する学校、いわゆる多人数複式というのですが、それから生徒指導に課題のある学校に配置となっております。この生徒指導につきましては、今年度の生徒指導モデル校として新規の配置校ということで、県内12校に配置しているところでございます。

中学校は、学校生活サポートという非常勤を配置しておりますが、この学校生活サポートにつきましては配置基準は、いじめ、不登校の件数が多い学校というところ、それから学習の定着度が余りよくないといえますか、学習の定着に課題がある、そういう学校に重点的に配置しているところでございます。

○小西和子委員 昨年度大いに問題になりました指導養護教諭というのがありました。要領にも何もなかったのに、いきなりということでしたけれども、1年間経過してみても問題点をどのように把握しているのか。来年度の配置方針等についてお伺いしたいと思います。

○荒川小中学校人事課長 指導養護教諭の配置の目的等についてでございますが、まず養護教諭は、今大量退職時代を迎えておまして、例えば平成29年度は5人に1人が20代、30代の養護教諭になりますし、30年度は4人に1人、31年度は3人に1人という形で若返っていきます。そこで、そういう若手の養護教諭に指導技術や業務知識を適切に継承していくための体制を整えるための制度であります。また、いじめや学校不適應等、学校の課題も増加しておりますので、保健室経営力の一層の向上が求められているところでございます。そういう状況を踏まえて、養護教諭の指導を担う職として指導養護教諭という新しい職を設置いたしました。

今年度、1年目ですが、県内で7名、指導養護教諭を任用しまして、新採用等、若手の養護教諭のいる学校を訪問いたしまして、サポートや支援をしたところでございますし、研修会等の講師としても活用しているところでございます。来年度も若干名ですが、7名から増員して、県内各地の学校訪問指導等を行いたいと考えております。

○小西和子委員 北のほうの指導養護教諭は、新採用を何人も抱えました。ところが盛岡管内は新採用ゼロでした。そういうようにすごくアンバランスがありますので、一部の方にうんと負担がかからないような御配慮をお願いしたいと思います。

次に、沿岸地域の学校への配慮ですけれども、私は一般質問でも言ったのですが、大変な学校もございますので、後で写真等もお持ちしたいと思います。まず、施設設備等についてどのような配慮をしているのかということをお伺いしますし、教職員の配置等についてもあるかと思います。心のケアについては、先日的一般質問でも伺いましたので、そこは割愛したいと思います。その他、何かございましたらお伺いしたいと思います。

○佐々木学校施設課長 沿岸地区の学校の施設設備に関する配慮ですけれども、基本的に県立高校につきましては県が運営しておりますので、例えばいわての学び希望基金を活用

した教育環境の充実とか、防災機能の強化のための対策ですとか、それから教員住宅が不足しているという事情がありますので、そういった整備に向けた取り組みを順に進めているというような状況でございます。

ただ一方で、市町村の学校に関する配慮でございますけれども、基本的には国庫による地方財政措置ですとか、国庫の補助金、負担金、それから起債の制度が県立の学校よりも充実しております。したがって、直接の配慮ということは基本的にはないわけでございますけれども、国庫の申請ですとか、あとは文部科学省との仲立ちという形で支援をさせていただいているところでございますし、一般質問でも教育長が答弁したとおりでございますが、県教育委員会事務局には技術職員がおります。建築、電気、土木、施設設備の技術職員がおりますので、技術的な問題等がありましたら御相談いただければ対応できるものと考えています。

○荒川小中学校人事課長 教職員の沿岸地区への配置等につきまして、この前の教育長への一般質問にもありましたとおり、国から180人という復興加配の数を小中学校及び義務教育学校ではいただいております。この180人のうち、171人を沿岸地域に配置する予定であります。残り9人は内陸部に、沿岸で被災した子供が転校している学校もありますので、そういうところへのケアということです。この復興加配を使いまして組織を強化する中で、子供と向き合う時間の確保を図る、そして学習、復興教育の充実、心のケア等、一人一人の児童生徒に向き合った支援、指導をしていきたいと考えております。

○小西和子委員 これで終わりにします。いわての学び希望基金もお伺いしようと思ったのですが、先ほど斉藤委員等で質疑が交わされましたので割愛したいと思います。被災児童生徒就学援助事業についてお伺いいたしますけれども、これは2015年度から単年度事業というふうになりました。次年度も継続ということでしょうか。

○佐々木学校施設課長 政府の平成29年度の当初予算に、被災児童に関する助成の予算が盛り込まれております。県の予算にも盛り込んでおりますので、来年度も継続いたします。

○小西和子委員 地区別人数と現在の状況、事業の概要について伺いたいと思います。地区別で大きな違いがございますよね。そのあたり大変気がかりなものですので、被災12市町村までいかなくても、重立ったところをお話しいただければと思います。

○佐々木学校施設課長 全体的には徐々に少なくなっているのですが、依然として12市町村の対象者が多いという状況でございます。重立ったところということでございますけれども、市町村別に申し上げますと、今年度のまだ実績が出ておりませんので、市町村の計画ベースということで御理解いただければと思いますが、釜石市が490人、大船渡市が487人、陸前高田市が459人、大槌町が420人、宮古市が410人という感じで、多くなっている状況でございます。

○小西和子委員 後で一覧表、割合も入れたものをいただきたいと思います。

最後ですけれども、人事委員会委員長から勧告があったことについて、一般質問の答弁でも触れていただきました。多忙化につきまして、教職員の働き方について改善をしな

いということが教育委員会に言い渡されたわけですが、このことについて教育長から話を伺って終わります。

○高橋教育長 人事委員会勧告の中でそのような点について言及されたということについては、我々としても十分それを受けとめなければならないというように思っています。

それから、先般の本会議においても、人事委員会委員長からあのような御答弁がありました。多忙化につきましては、小西委員の御質問にもお答えしてきましたとおり、関係者の合意形成のもとで着実に推進することが極めて大事でございますので、これまでの実績をさらに伸ばすように努めていきたいというように考えております。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大槻理事兼副部長兼総務室長 議案第51号平成28年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、総務部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その3）の9ページをお開きいただきたいと存じます。表の一番上でございますが、10款教育費、8項大学費は4億3,390万1,000円余の増額、次の9項私立学校費は1億9,173万1,000円の減額、合わせまして2億4,217万円の増額となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、大変お手数でございますが、予算に関する説明書の203ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略をさせていただき、主な事業を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、10款教育費、8項大学費、1目大学費でございますが、岩手県立大学の施設等の長寿命化を図るため、同大学の施設等の整備に要する経費に対し補助しようとするものでございます。

次の204ページをお開き願います。9項私立学校費、1目私立学校費でございますが、事業費の確定に伴いまして私立高等学校等就学支援金交付金などを減額しようとするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。大変恐れ入りますが、もう一度お手元の議案（その3）にお戻りいただきたいと存じます。22ページでございます。表の中ほどでございます。8項大学費、公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助でございますが、同大学の施設等の整備に要する経費に対する補助につきまして、翌年度に繰り越

して使用するため、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で議案第51号についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 204ページの私立学校審議会費と私立学校運営費補助にかかわってお聞きをします。きょうの新聞にも報道されましたが、盛岡中央高等学校が1.4倍の定員オーバーをしていると。これが私立学校審議会でもかなり議論になって、さっぱり改善をされていないと。一つは、その定員オーバーの実態について示していただきたい。

もう一つは、1.4倍も定員を超えていたら教員が足りなくなるのではないかと、教室も足りなくなるのではないかと、教育環境がかなり悪化するのではないかと思います、その実態はどうなっているのでしょうか。

そして、この私学審議会では、そういう定員オーバーについて、授業料が入るわけだから、今までと同じように私学助成金を出すのではなくて、ペナルティーをかけるべきだと、来年度からそれを実施する方針と、こういうふう聞いていますが、その点どうなっているのでしょうか。

○岡部私学・情報公開課長 まず初めに盛岡中央高等学校の定員と実員との実態でございますけれども、平成28年5月1日現在の状況での充足率、定員に対する実人員は143.1%でございます。実数につきましては、5月1日現在で1,035名でございます。

それから、教員、教室の実態でございますけれども、高等学校設置基準の教員について的人数がでございますけれども、それを上回る教員の数配置されているところでございました。教室についても実態を把握しましたが、1,035人を受け入れる教室数がございました。

ペナルティーの話でございますけれども、これまでは高等学校運営費補助金につきましては、学校法人が私立学校を運営する場合に要する人件費、教育管理経費などの経常的経費に対して交付していたのですけれども、平成27年度におきましては20億円を高校のほうに交付しております。このうち10%が定員遵守状況割という要素がございまして、2億円を配分していたところでございます。定員を超過している学校に対しましては、その超過割合に応じて少なく配分する仕組みとなっております。

これを来年度見直そうということでございまして、改定の内容でございますけれども、定員遵守状況が定員に対して110%を超える学校に対しては、定員遵守状況割の分は交付しないと。さらに、学則に定めた定員の1.3倍を超過した場合については、超過した生徒数に当該年度の1人当たりの補助金単価、これについては約33万円前後ということでございますが、それを乗じた金額を運営費全体から減額するというような内容に改めまして、ペナルティーをさらに強化するということでございます。このペナルティー強化によりまして、学校のほうで定員を守っていただくような動機づけにしていきたいと思いますと考えております。

○斉藤信委員 私は10年ぐらい前にも、この盛岡中央高等学校の定員オーバーの問題を取り上げたことがあるのです。恐らく一貫してこの状況になっているのではないかと、異常

な事態だと思います。定員が定員でなくなっているのです。この5年間ぐらいの推移を言ってください。

それと、さっきの1,035人というのは在籍数ですね。定員は幾らなのか、そのことも含めて。私は、悪質ではないかと思いますよ、これは。定員があつてなきのごとし。私立高校は私立高校でそれぞれみんな努力してやっている中で、ルール違反でしょう。ルール破りをやっているようなものです。大阪の学校ほど悪くはないかもしれないけれども、やっぱり教育者がこういうルールをしっかりと守るという、そういうことは最低のモラルなのではないかと思うけれども、その点いかがでしょうか。

○岡部私学・情報公開課長 大変失礼いたしました。定員につきましては、総定員720名でございます。先ほども申し上げました実員が1,035人、これは平成28年5月1日現在でございます。

これまでの経過でございますけれども、実員は、平成24年につきましては1,060名、平成25年は1,078名、平成26年は1,092名、平成27年は1,016名という状況でございます。

○斉藤信委員 私が10年前に取り上げたときとほとんど変わらない、もう10年以上こういう異常な定員オーバーで、大体これだけずっと続いていれば、どのぐらいの入学定員になるかわかるのです。わかっていて超過でとって。私は、10年前、みんなからたくさん授業料を取って、一部の特待生だけ優遇しているということを取り上げたことがあるのです。本当に教育の平等ということからもおかしいと。きょうはここを聞きませんが、今度盛岡中央高等学校は新しい中学校を創設すると。こういう定員オーバーのところで、中学校の創設を認めるか、認めないか、けんけんがくがくの議論がありました。中学校をやっても中学校の定員オーバーをするのではないかと、こういう話でけんけんがくがくで、そして恐らく附帯意見をつけてというふうになったと思いますが、その附帯意見、そして守られなかったらば、これは不認可ということもあるという議論までされていたのです。その附帯意見を示してください。

○岡部私学・情報公開課長 私立学校審議会からの附帯意見は、2項目ございました。まず1点目、県は盛岡中央高等学校に対し定員超過の是正を強力に指導すること。2点目、県は定員超過の場合の補助金減額措置について制度の見直しを図ること。この2点が附帯意見として付されたところでございます。

○斉藤信委員 これは、9月の審議会のときには改善計画を求めると、県は求めましたね。これはいつが期限で、その改善計画は出たのか、その中身はどうか、示してください。

○岡部私学・情報公開課長 当該法人に対しましては、10月19日に関係者を呼んで、文書で定員超過の是正を指導しました。定員超過改善計画書につきましては、11月18日に提出されております。その中身につきましては、入学定員240名ということになりますが、それを遵守するという内容のものでございました。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 1点だけ。県内の大学は、COCプラスで平成32年に向けて県内就職率55%を目指す。私は、商工労働観光部にもこの問題を提起したのだけれども、県立大学は平成27年度の県内就職率を見ると、看護学部が51.7%、社会福祉学部が51.0%、ソフトウェア情報学部が25.5%、総合政策学部が54.5%で、合わせて45.3%です。そうすると、10%上げなくてはならない。これは、かなり厳しい積極的な目標だと思うけれども、55%の県内就職率の実現を目指して、どういう方針、どういう取り組みを進めるのか、進めているのか、示していただきたい。

○藤澤総務室管理課長 県立大学の就職率の目標のお尋ねでございます。県立大学も県内5大学とあわせて、COCプラスの取り組みをしております、10%県内就職率を上げるということで、同じような目標設定としたところでございます。それで、確かに5年間で10%という目標は、なかなか高いハードルではございますけれども、具体的にその取り組みを進めていこうとしております、例えば地元の企業を知ることが大事ですので、インターンシップを強力に進めると。それから、これは教員の先生方が中心になるのですが、県内の企業を訪問しまして就職先の開拓をするといったようなことも進めております。

それから、学部ごとで言いますと、看護学部で言いますと、県内の県立病院等に就職したOBの方に来ていただいて、1年生や3年生に現場の状況をお知らせするといった取り組みもしております。あとは、総合政策部、これは総合政策部に限った話ではないですが、地元の企業の方に来ていただいて、やはり県内の企業の状況をお知らせするといったようなことをしております。

先ほど申し上げましたとおり、高いハードルではございますけれども、いずれ県全体、今岩手で働くということで取り組んでおりますので、関係大学あるいは商工労働観光部とも連携して取り組みを進めてまいりたいと考えています。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、来る3月17日に開催が予定されております当委員会の運営についてお諮りいたします。本日の委員会をもちまして、さきに当委員会が付託を受けた案件は全て審査を終了いたしました。よって、当委員会への付託案件は現段階ではございませんが、来る3月17日に開催予定の当委員会について、期限までに請願陳情の提出がなかった場合には、所管事務調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、調査項目については、中小企業の振興に関する施策の実施状況の公表についてとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。ただし、請願陳情の提出があった場合は、この所管事務調査を行わず、提出された請願陳情について審査することといたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。